

## 第2章 計画地及びその周辺地域の環境の現状と制約要因の概況

### 1 計画地及びその周辺地域の環境の現状

#### 1.1 大気

##### (1) 大気質

##### ① 大気汚染物質

大気汚染常時監視測定局の位置は図2-1に示すとおり、計画地周辺には一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である川崎測定局（川崎市役所第4庁舎、旧川崎市公害監視センター）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）である市役所前測定局（川崎区宮本町1）及び日進町測定局（川崎区日進町23-1）が設置されている。

大気汚染物質の測定結果（平成26年度）は表2-1(1)～(2)に、大気汚染物質の測定結果の経年推移（平成22年度～平成26年度）は図2-2(1)～(12)に示すとおりである。

二酸化窒素濃度は川崎測定局、市役所前測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足している。また、二酸化窒素濃度の測定結果の推移は、年平均値では減少傾向、日平均値の年間98%値では横ばい傾向から減少傾向にある。

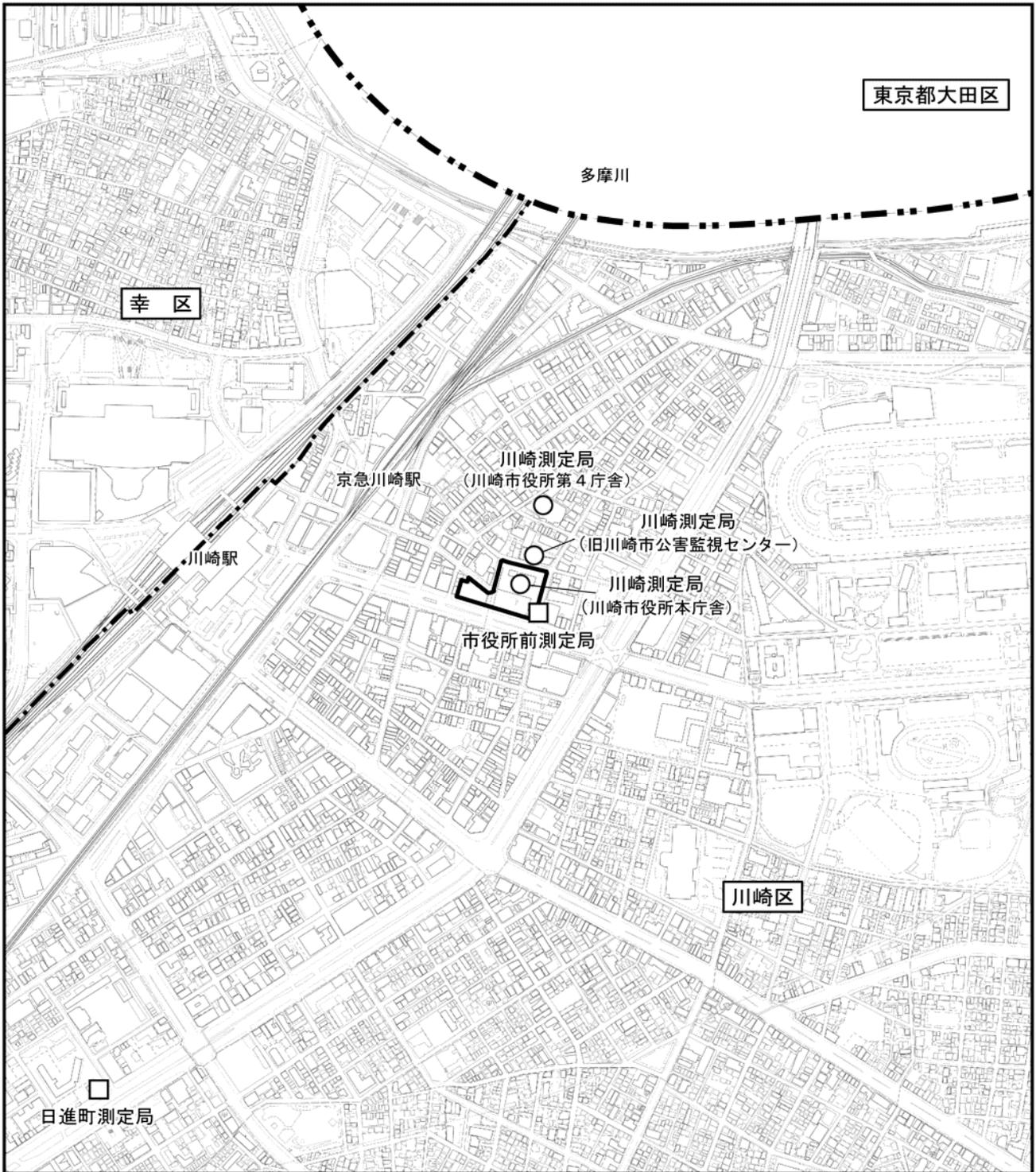
浮遊粒子状物質濃度は川崎測定局、市役所前測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。また、浮遊粒子状物質濃度の測定結果の推移は、年平均値では横ばい傾向、日平均値の年間2%除外値では市役所前測定局は横ばい傾向にあるが、川崎測定局、日進町測定局では平成25年度に濃度が高くなっており、平成26年度には減少している。なお、平成25年度に広域的に浮遊粒子状物質の濃度が高くなった要因としては、「平成25年度大気環境及び水環境の状況等について（概要）」（平成26年7月、川崎市）によると、「夏期（7月～8月）の気温が高いうえ、風が弱く、日射が強い気象条件が例年より多かったことから、浮遊粒子状物質等を発生させる光化学反応が促進されて、高濃度日が連続したためと考えられる」とされている。

微小粒子状物質濃度は川崎測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は、川崎測定局は環境基準を満足していないが、日進町測定局は環境基準を満足している。なお、川崎測定局では平成26年度、日進町測定局では平成25年度から測定を開始している。

二酸化硫黄濃度は川崎測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足している。また、二酸化硫黄濃度の測定結果の推移は、年平均値及び日平均値の年間2%除外値ともに横ばい傾向にある。

一酸化炭素濃度は市役所前測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足している。また、一酸化炭素濃度の測定結果の推移は、年平均値及び日平均値の年間2%除外値ともに横ばい傾向にある。

光化学オキシダント濃度は川崎測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足していない。また、光化学オキシダント濃度の測定結果の推移は、昼間の年平均値では横ばい傾向、昼間の1時間値の最高値では平成23年度に減少した後、平成25年度までは増加傾向にあったが、平成26年度に再び減少している。



凡 例

- 計画地
  - 都県界
  - 区 界
- 一般環境大気測定局
  - 自動車排出ガス測定局

注) 川崎測定局は、平成24年度以前は旧川崎市公害監視センターで大気質及び気象の測定を行っており、平成25年度以降は大気質については川崎市役所第4庁舎で、気象については川崎市役所本庁舎で測定を行っている。

資料：「大気測定地点」(川崎市ホームページ)

図2-1 大気汚染常時監視測定局の位置

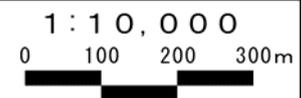


表2-1(1) 大気汚染物質の測定結果（平成26年度）

測定項目		一般局	自排局		環境基準	
		川崎 測定局	市役所前 測定局	日進町 測定局		
二酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.021	0.026	0.024	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	
	日平均値の年間98%値	0.044 (○)	0.047 (○)	0.045 (○)		
浮遊 粒子状 物質 (mg/m <sup>3</sup> )	年平均値	0.021	0.022	0.020	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
	長期的 評価 注2)	日平均値の 年間2%除外値	0.061	0.054		0.049
		日平均値が2日以上 連続で0.10mg/m <sup>3</sup> を 超過した有無	無	無		無
		評 価	(○)	(○)		(○)
	短期的 評価 注3)	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超過した時間	0時間	0時間		0時間
		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超過した日数	0日	0日		0日
評 価		(○)	(○)	(○)		
微小 粒子状 物質 (μg/m <sup>3</sup> )	年平均値	14.8	-	14.9	年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
	日平均値の年間98%値	39.6	-	34.7		
	評 価	(×)	-	(○)		
二酸化 硫黄 (ppm)	年平均値	0.002	-	-	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
	長期的 評価 注4)	日平均値の 年間2%除外値	0.005	-		-
		日平均値が2日以上 連続で0.04ppmを 超過した有無	無	-		-
		評 価	(○)	-		-
	短期的 評価 注5)	1時間値が0.1ppm を超過した時間	0時間	-		-
		日平均値が0.04ppm を超過した日数	0日	-		-
評 価		(○)	-	-		

注1) ( )は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

注2)浮遊粒子状物質の長期的評価は、日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下及び日平均値が2日以上連続で0.10mg/m<sup>3</sup>を超過しなかった場合、「環境基準を満足している」とする。

注3)浮遊粒子状物質の短期的評価は、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超過した時間及び日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超過した日がなかった場合、「環境基準を満足している」とする。

注4)二酸化硫黄の長期的評価は、日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下及び日平均値が2日以上連続で0.04ppmを超過しなかった場合、「環境基準を満足している」とする。

注5)二酸化硫黄の短期的評価は、1時間値が0.1ppmを超過した時間及び日平均値が0.04ppmを超過した日がなかった場合、「環境基準を満足している」とする。

資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

表2-1(2) 大気汚染物質の測定結果（平成26年度）

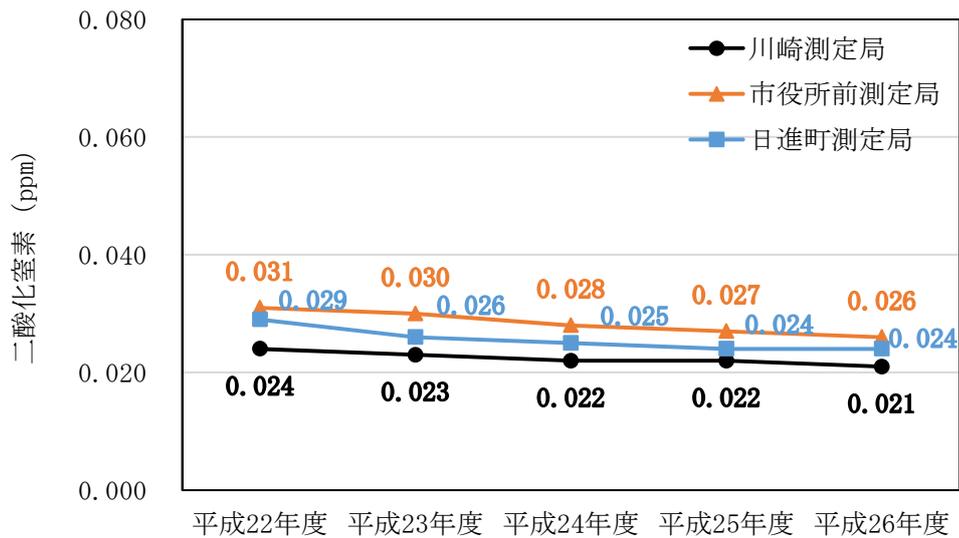
測定項目		一般局	自排局		環境基準	
		川崎 測定局	市役所前 測定局	日進町 測定局		
一酸化 炭素 (ppm)	年平均値	-	0.4	0.3	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
	長期的 評価 <small>注2)</small>	日平均値の年間2%除外値	-	0.6		0.7
		日平均値が2日以上連続で10ppmを超過した有無	-	無		無
		評 価	-	(○)		(○)
	短期的 評価 <small>注3)</small>	1時間値の8時間平均値が20ppmを超過した有無	-	無		無
		日平均値が10ppmを超過した日数	-	0日		0日
評 価		-	(○)	(○)		
光化学 オキシ ダント (ppm)	昼間の年平均値	0.029	-	-	1時間値が0.06ppm以下であること。	
	昼間の1時間値の最高値	0.128	-	-		
	昼間の1時間値が0.06ppmを超過した時間	240時間	-	-		
	評 価	(×)	-	-		

注1) ( ) は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

注2) 一酸化炭素の長期的評価は、日平均値の年間2%除外値が10ppm以下及び日平均値が2日以上連続で10ppmを超過しなかった場合、「環境基準を満足している」とする。

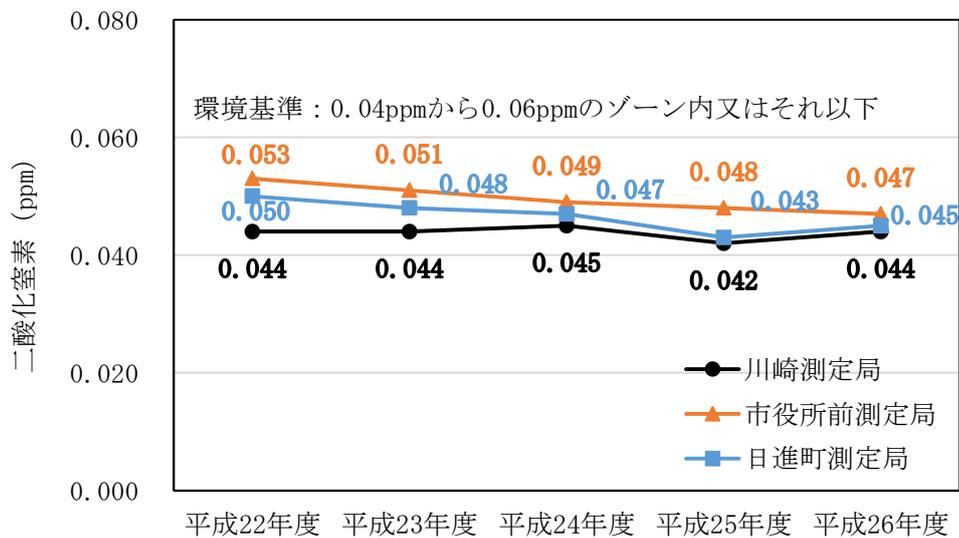
注3) 一酸化炭素の短期的評価は、1時間値の8時間平均値が20ppm及び日平均値が10ppmを超過した日数がなかった場合、「環境基準を満足している」とする。

資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）



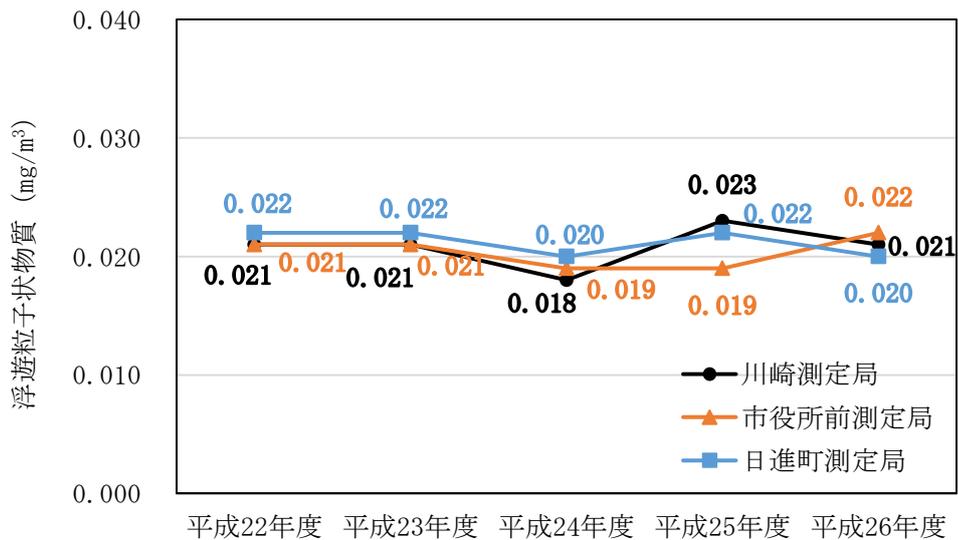
注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。  
 資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

図2-2(1) 二酸化窒素濃度の年平均値の推移  
 (平成22年度～平成26年度)



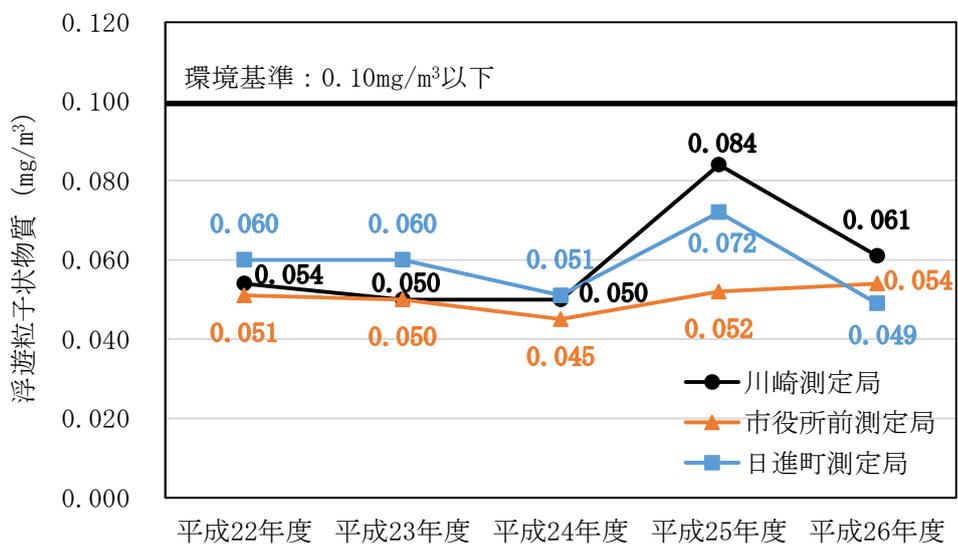
注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。  
 資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

図2-2(2) 二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の推移  
 (平成22年度～平成26年度)



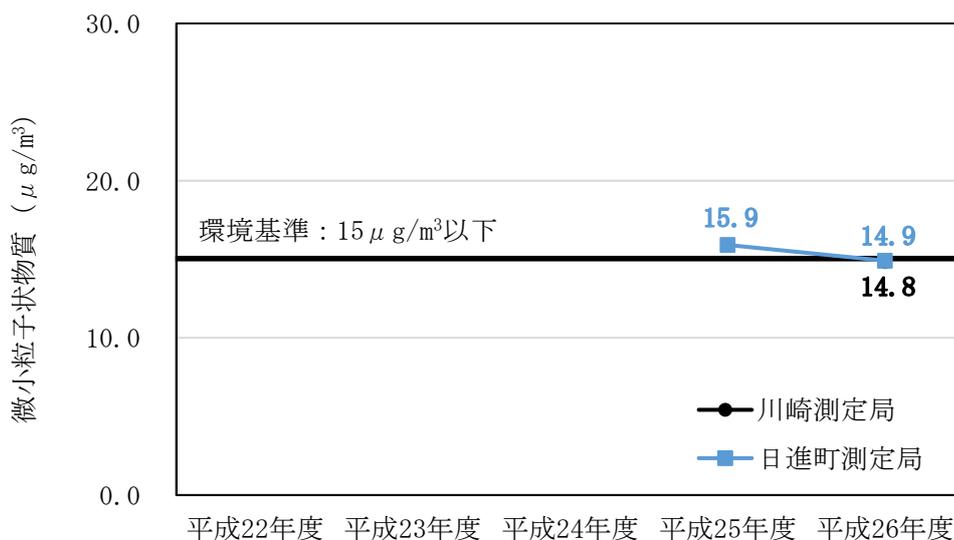
注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。  
 資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

図2-2(3) 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移  
 (平成22年度～平成26年度)



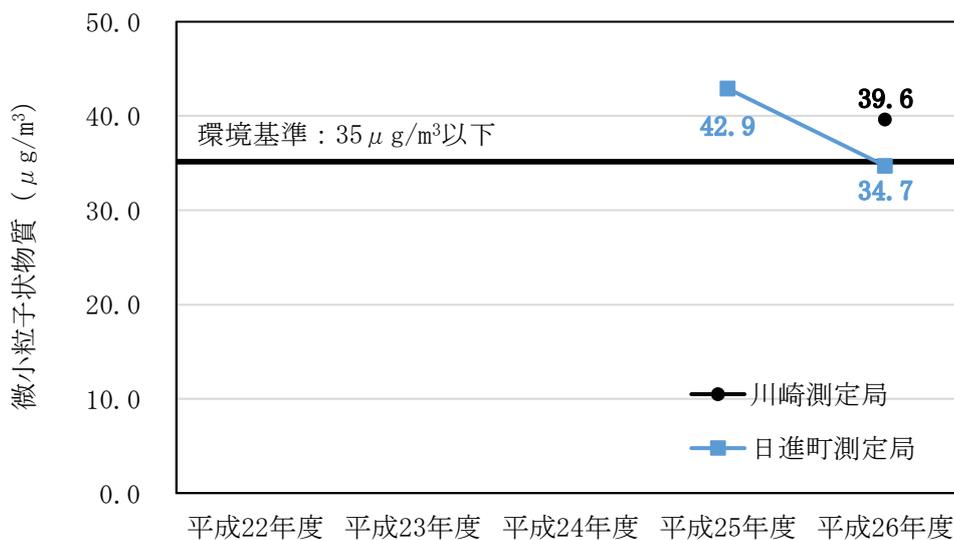
注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。  
 資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

図2-2(4) 浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間2%除外値の推移  
 (平成22年度～平成26年度)



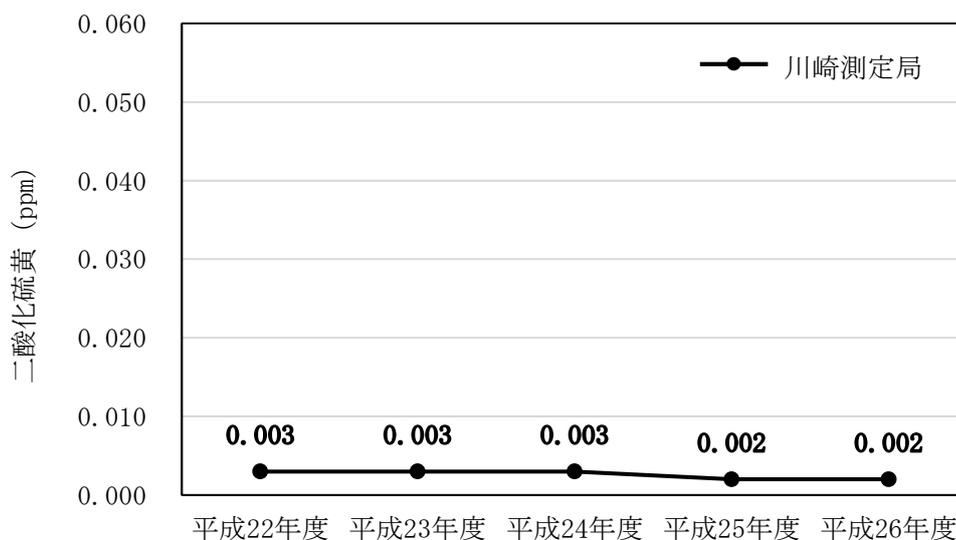
資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」（川崎市）

図2-2(5) 微小粒子状物質濃度の年平均値の推移  
(平成22年度～平成26年度)



資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」（川崎市）

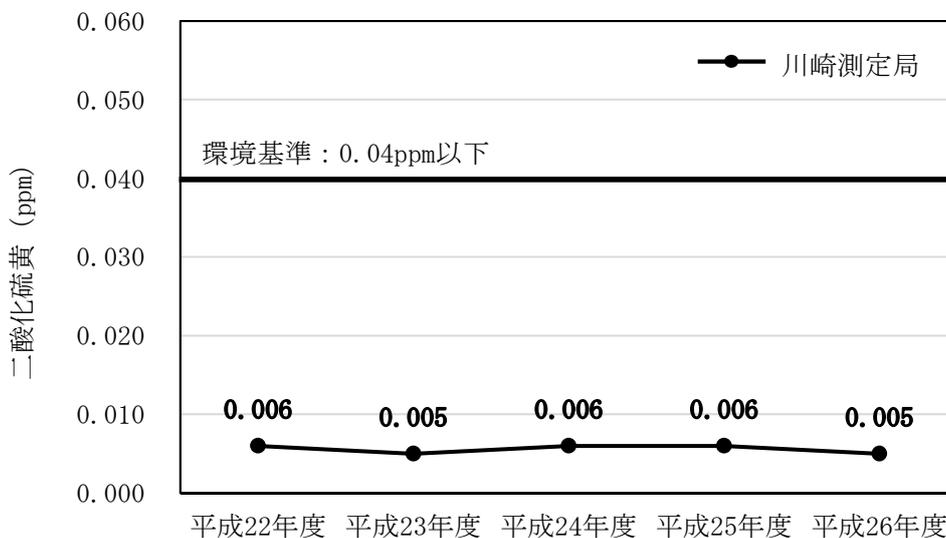
図2-2(6) 微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98%値の推移  
(平成22年度～平成26年度)



注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。

資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

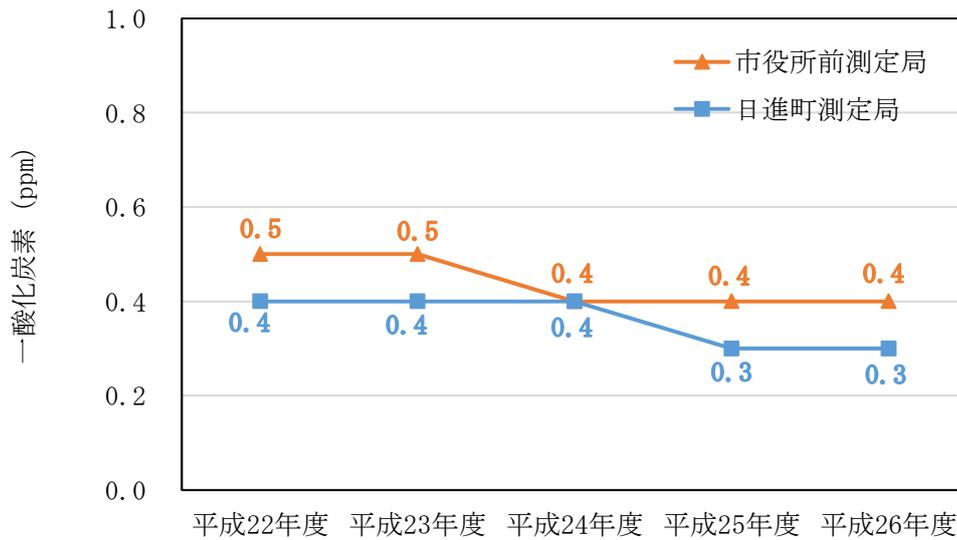
図2-2(7) 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移  
(平成22年度～平成26年度)



注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。

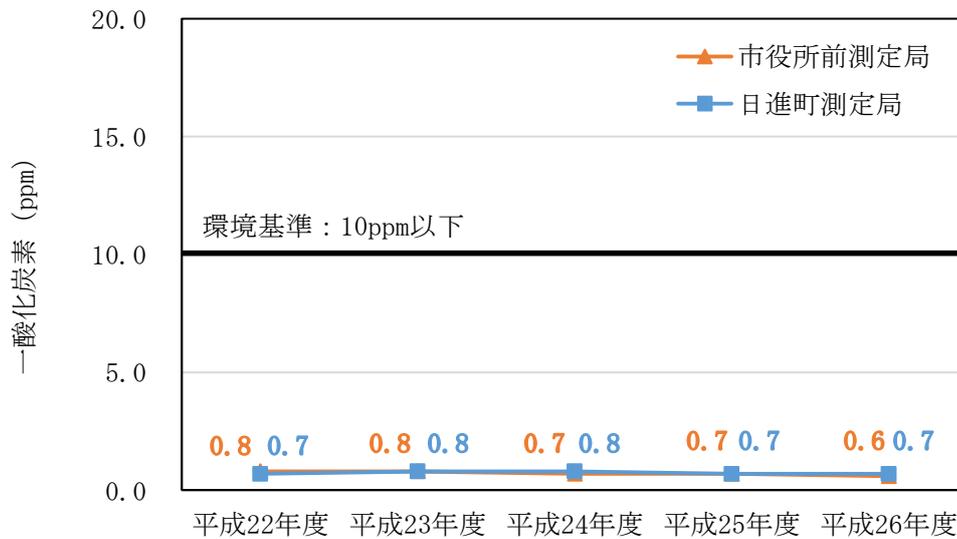
資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

図2-2(8) 二酸化硫黄濃度の日平均値の年間2%除外値の推移  
(平成22年度～平成26年度)



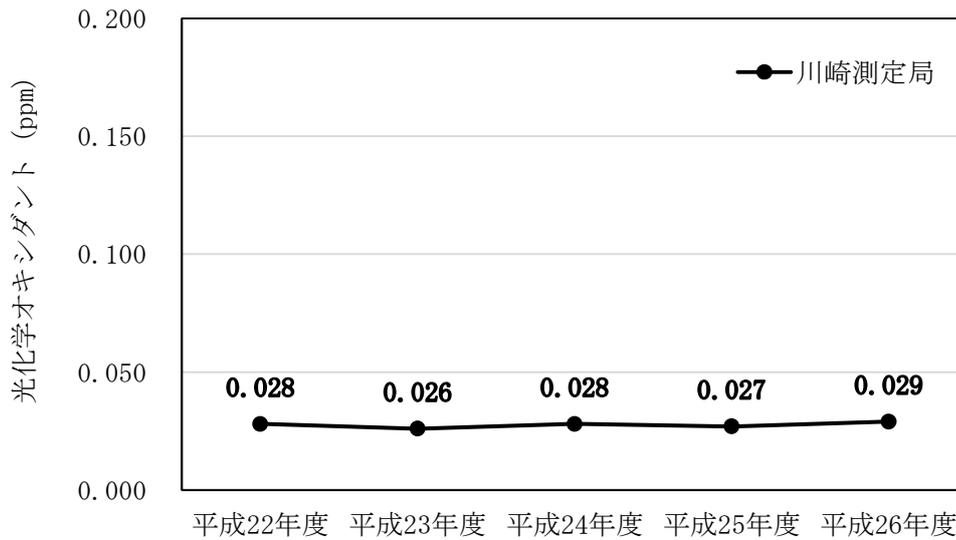
資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

図2-2(9) 一酸化炭素濃度の年平均値の推移  
(平成22年度～平成26年度)



資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

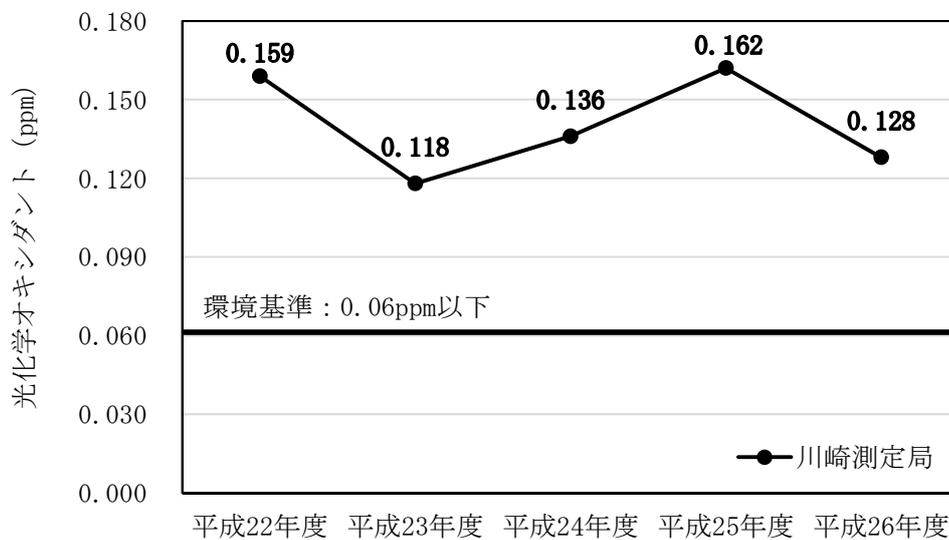
図2-2(10) 一酸化炭素濃度の日平均値の年間2%除外値の推移  
(平成22年度～平成26年度)



注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。

資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

図2-2(11) 光化学オキシダント濃度の昼間の年平均値の推移  
(平成22年度～平成26年度)



注) 川崎測定局の平成 24 年度以前の測定結果は、旧川崎市公害監視センターの値である。

資料：「平成 23 年度～平成 27 年度 環境局事業概要－公害編」(川崎市)

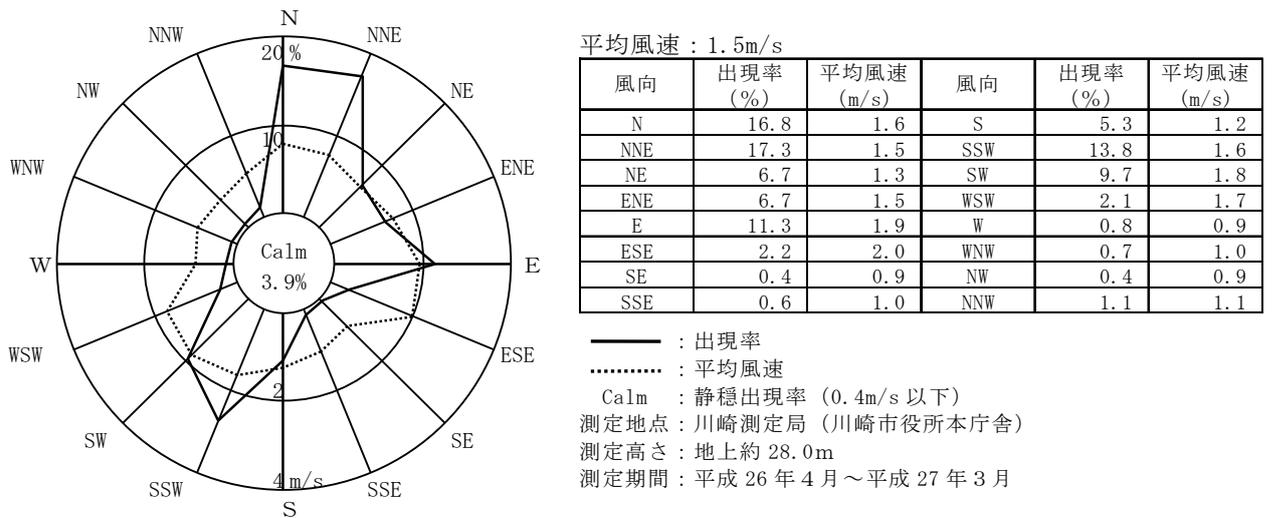
図2-2(12) 光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値の最高値の推移  
(平成22年度～平成26年度)

## ② 気象

計画地周辺の一般局である川崎測定局（川崎市役所本庁舎）では気温、風向・風速の測定が、田島測定局では降水量の測定が行われている。なお、田島測定局は、平成28年2月上旬に田島こども文化センターから田島支援学校に移設されている。

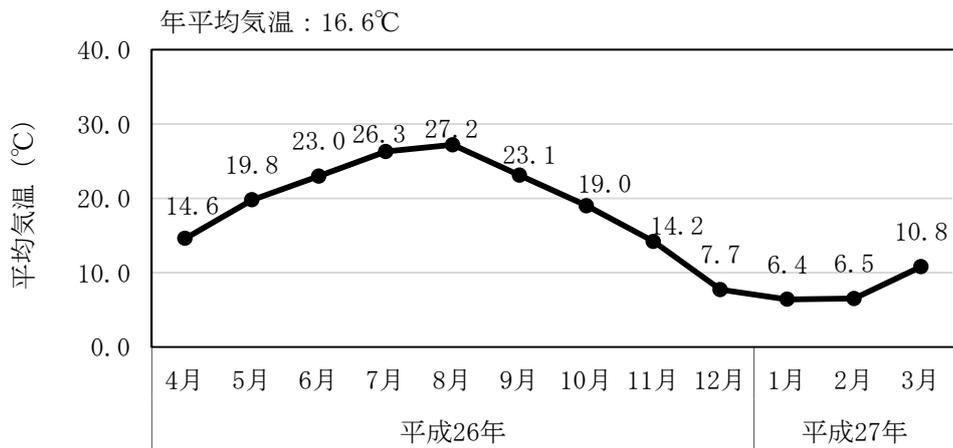
風配図（平成26年度）は図2-3に示すとおり、年間最多風向はNNE（出現率17.3%）、年平均風速は1.5m/sである。

気温の状況は（平成26年度）は図2-4に、降水量の状況（平成26年度）は図2-5に示すとおり、年平均気温は16.6℃、年間降水量は1,657.0mmである。



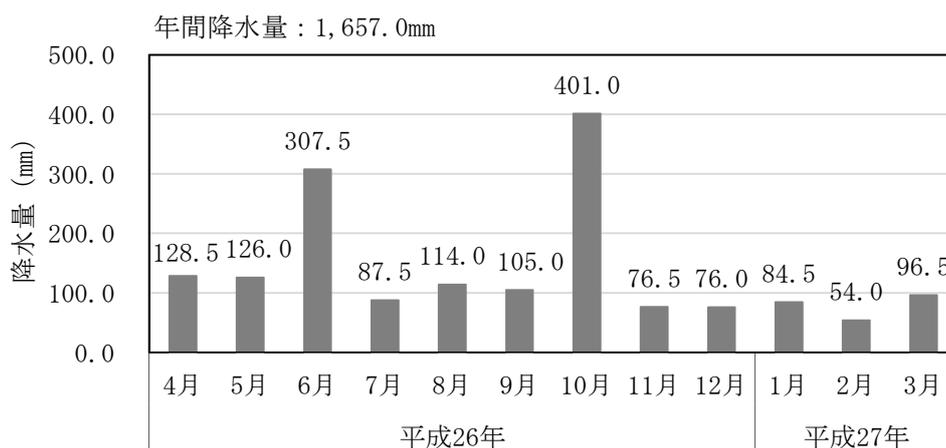
資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図2-3 風配図（平成26年度：川崎測定局）



測定地点：川崎測定局（川崎市役所本庁舎）  
 測定期間：平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月  
 資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図2-4 気温の状況（平成26年度：川崎測定局）



測定地点：田島測定局（田島こども文化センター）  
 測定期間：平成26年4月～平成27年3月  
 資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図2-5 降水量の状況（平成26年度：田島測定局）

## 1.2 悪臭

計画地及びその周辺では、悪臭の調査は行われていない。

また、計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。

## 1.3 水

### (1) 水質（水質汚濁）

#### ① 河川

計画地周辺の公共用水域として計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において調査が行われている。

生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果（平成26年度）は表2-2に示すとおり、環境基準を満足している。

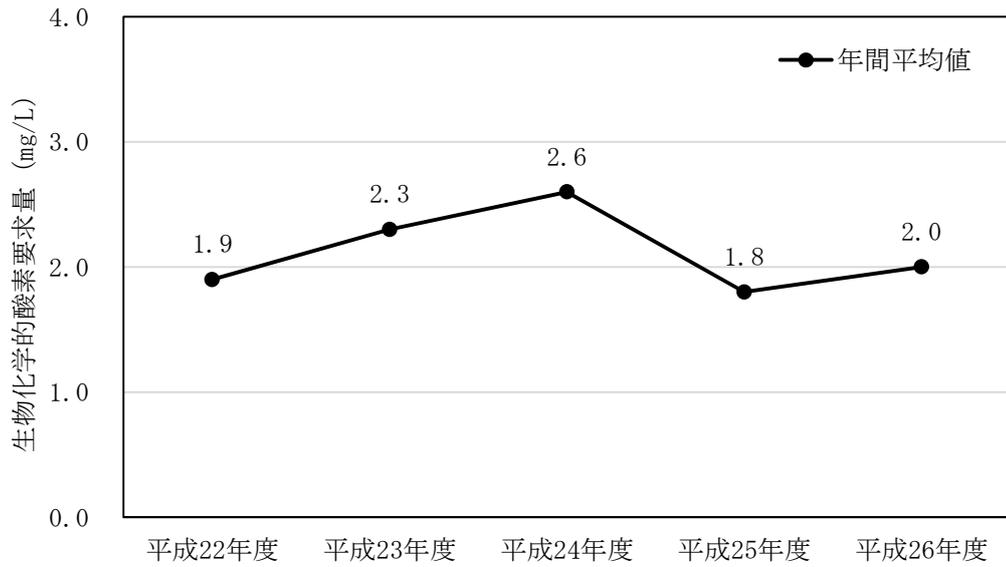
また、生物化学的酸素要求量（BOD）の推移（平成22年度～平成26年度）は図2-6(1)～(2)に示すとおり、年間平均値及び75%値ともに平成24年度まで増加傾向にあったが、平成25年度に減少し、平成26年度に再び増加している。

表2-2 生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果（平成26年度）

河川名	地点名	年間平均値 (mg/L)	BOD75%値 (mg/L)	環境基準 <sup>注2)</sup>
多摩川	六郷橋	2.0	2.3 (○)	3 mg/L以下 (B類型)

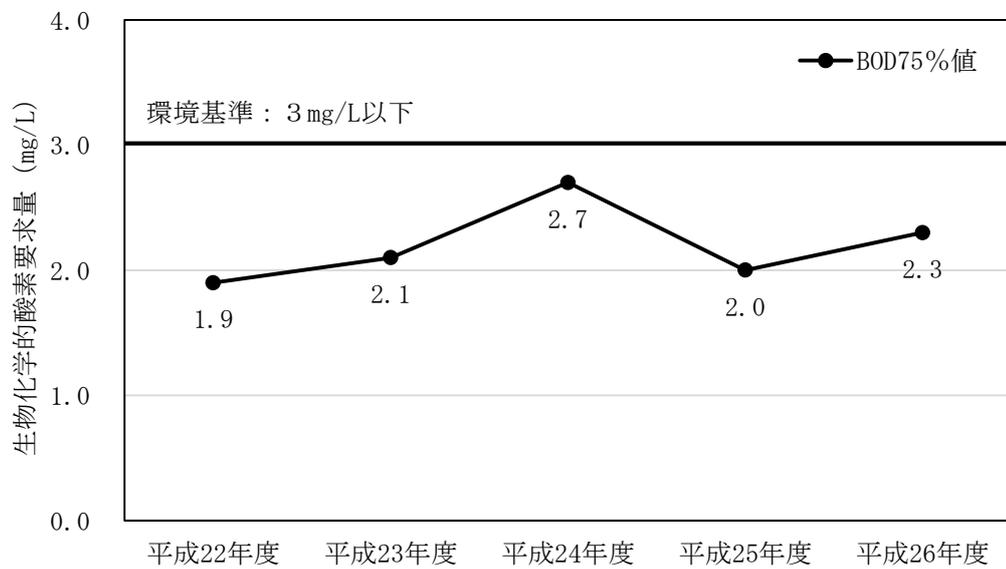
注1) ( ) は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない  
 注2) 多摩川（六郷橋）は、環境基準（B類型）に指定されている。

資料：「平成26年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成27年10月、神奈川県）



資料：「平成 22 年度～平成 26 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県）

図2-6(1) 生物化学的酸素要求量（BOD）の年間平均値の推移  
（平成22年度～平成26年度）



資料：「平成 22 年度～平成 26 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県）

図2-6(2) 生物化学的酸素要求量（BOD）の75%値の推移  
（平成22年度～平成26年度）

## ② 地下水

計画地周辺では、平成25年度に川崎区宮本町で地下水の調査が行われている。

地下水の調査結果（平成25年度）は表2-3に示すとおり、調査を行ったすべての物質で環境基準を満足している。

表2-3 地下水の調査結果（平成25年度）

				単位：mg/L
調査地点	調査物質	調査結果	評価	環境基準
川崎区宮本町	トリクロロエチレン	未検出	○	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	未検出	○	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	未検出	○	1 以下
	1,1-ジクロロエチレン	未検出	○	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	未検出	○	0.04 以下
	塩化ビニルモノマー	未検出	○	0.002以下
	1,4-ジオキサン	未検出	○	0.05 以下

注) 評価は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない  
資料：「平成26年度 環境局事業概要－公害編－」（平成26年12月、川崎市）

## (2) 底質

計画地及びその周辺では、底質の調査は行われていない。なお、川崎市では川崎港内の2地点で底質の調査が行われている。

## 1.4 水辺

計画地に水辺は存在しない。なお、計画地周辺の水辺として、計画地の北側約600mの多摩川河川敷があげられる。

## 1.5 水循環

### (1) 水量・涵養

「川崎市環境基本計画」（平成23年3月改定、川崎市）では、健全な水循環を保つため、透水性舗装道路面積の拡大、河川流量の維持、生活用水使用量の削減等が目標として示されている。

「2015年度 環境基本計画年次報告書」（平成28年1月、川崎市）によると、川崎市における透水性舗装道路の整備面積（平成26年度）は5,403m<sup>2</sup>であり、総施工面積は450,726m<sup>2</sup>となっている。

多摩川本川の平均流量（平成26年度）は17.44m<sup>3</sup>/秒～25.51m<sup>3</sup>/秒（平均：20.88m<sup>3</sup>/秒）であり、前年度（平均：19.35m<sup>3</sup>/秒）と比べて増加している。

川崎市における市民一人あたりの生活用水の使用量（平成26年度）は234L/日であり、前年度（235L/日）と比べて0.4%減少している。

また、川崎市では水環境の保全を推進するため、「川崎市水環境保全計画」（平成24年10月、川崎市）を策定しており、地形や地質等の地域特性に配慮した施策を展開することが定められている。計画地はC環境区（低地部）に該当しており、地下水位の低下による地盤沈下の未然防止が重要な課題となっていることから、地下水の適正利用、雨水の有効利用等の施策を展開し、健全な水循環を確保することが求められている。

## 1.6 土

### (1) 土壌汚染

川崎市環境局のホームページによると平成28年1月12日時点において、計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）によると、計画地のある川崎区における「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染状況調査等の報告件数（平成26年度）は67件であり、そのうち5件が形質変更時要届出区域に指定されている。また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年12月、条例第50号）に基づく土壌調査の報告件数（平成26年度）は75件であり、そのうち21件で土壌汚染が判明している。なお、汚染土壌の処理対策に係る報告件数（平成26年度）は48件である。

計画地は昭和13年2月に本庁舎が、昭和34年8月に本庁舎北館が、昭和36年8月に第2庁舎が建設され、現在に至っている。資料等調査によると、既存の本庁舎では過去にガソリタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン、PCBによる土壌汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壌汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施している。

### (2) 地盤

水準点の位置は図2-7に示すとおり、計画地周辺の8地点で地盤変動量の調査が行われている。計画地周辺の水準点における地盤変動量の調査結果（平成22年度～平成26年度）は、表2-4に示すとおりである。

平成23年度を除く年間地盤変動量は-10.2mm～+3.4mmであり、「川崎市環境基本計画」に定められている地盤沈下の監視目安（年間20mm以上の沈下）を満足している。

なお、平成23年度の年間地盤変動量は-31.7mm～-30.1mmであり、地盤沈下の監視目安を超過しているが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が原因と考えられる。

表2-4 地盤変動量の調査結果（平成22年度～平成26年度）

地点	住所	項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
1	川崎区宮本町1 (川崎市役所玄関脇)	標高 (T.P. m)	2.6307	2.6013	2.6027	2.5968	2.5995
		変動量 (mm)	-	-30.1	+1.4	-5.9	+2.7
2	川崎区砂子1-9-3 (市役所第2庁舎)	標高 (T.P. m)	2.3599	2.3296	2.3314	2.3273	2.3286
		変動量 (mm)	-	-31.1	+1.8	-4.1	+1.3
3	川崎区本町2-4 (六郷ポンプ場)	標高 (T.P. m)	2.6082	2.5779	2.5801	2.5746	2.5759
		変動量 (mm)	-	-31.0	+2.2	-5.5	+1.3
4	川崎区富士見2-1-1 (富士見公園グラウンド)	標高 (T.P. m)	1.4849	1.4551	1.4566	1.4507	1.4541
		変動量 (mm)	-	-30.5	+1.5	-5.9	+3.4
5	川崎区宮本町7-7 (稲毛公園)	標高 (T.P. m)	2.2578	2.2263	2.2267	2.2165	2.2186
		変動量 (mm)	-	-31.7	+0.4	-10.2	+2.1
6	川崎区小川町1-26先 (チネグランデ先緑地)	標高 (T.P. m)	1.5915	1.5612	1.5621	1.5575	1.5521
		変動量 (mm)	-	-31.0	+0.9	-4.6	-5.4
7	川崎区富士見1-5-1 (川崎競馬場北門)	標高 (T.P. m)	2.0852	2.0558	2.0576	2.0525	2.0546
		変動量 (mm)	-	-30.1	+1.8	-5.1	+2.1
8	川崎区貝塚1-8-7 (貝塚公園)	標高 (T.P. m)	1.8669	1.8365	1.8376	1.8336	1.8302
		変動量 (mm)	-	-31.3	+1.1	-4.0	-3.4

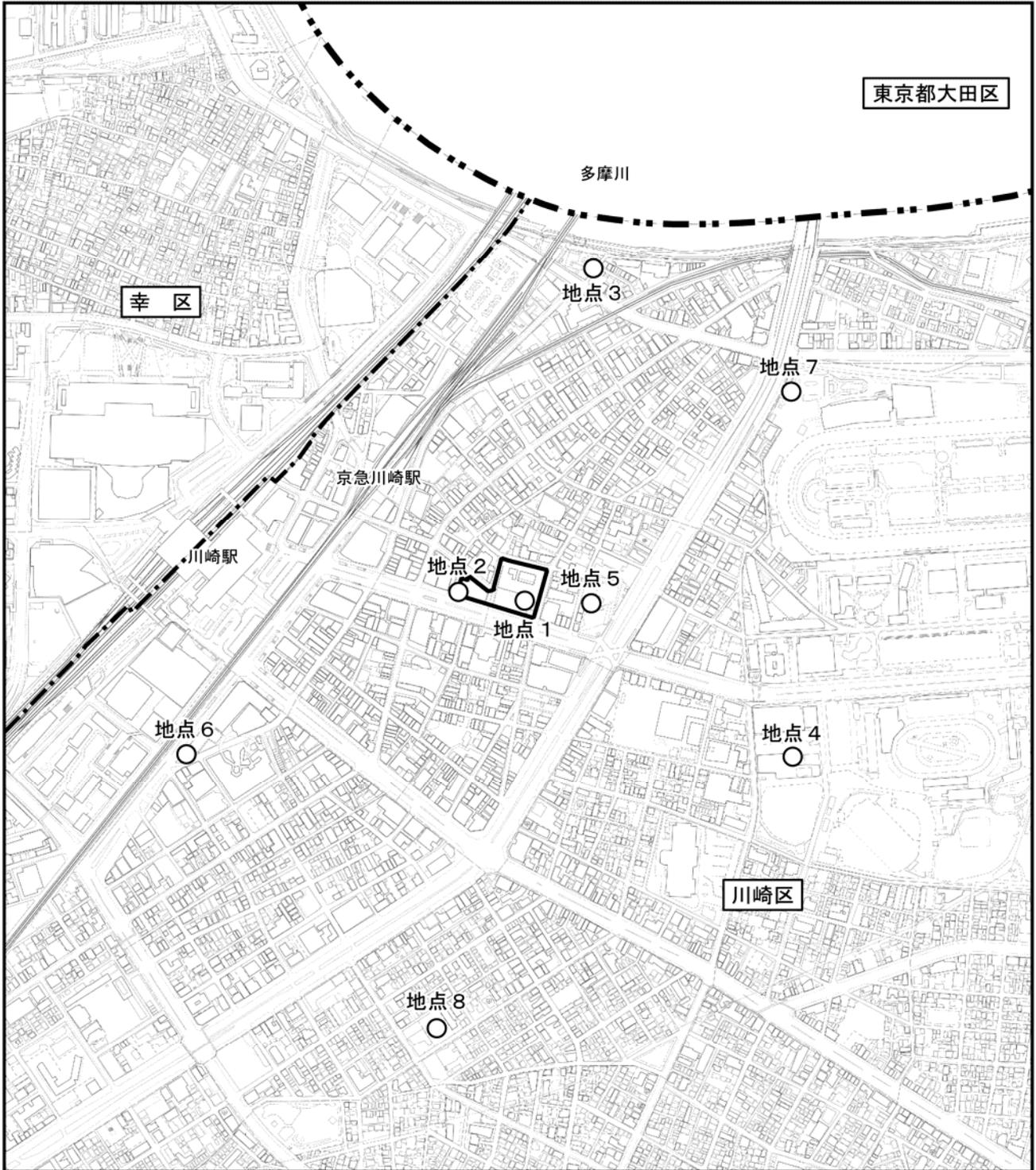
注) 国土地理院は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で顕著な地殻変動が認められた地域において、平成23年10月に水準点の測量結果を改定しており、平成23年度以降の標高は改定後の値である。なお、平成23年度までの変動量については、改正前の標高により算出した値である。

資料：「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）

### (3) 地形・地質

計画地及びその周辺の地形分類図は図2-8に示すとおり、計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。また、計画地付近の地盤高さはT.P.+1.3m～+2.9mであり、計画地及びその周辺は概ね平坦な地形となっている。

計画地周辺のボーリングの調査地点は図2-9に、ボーリング調査結果（柱状図）は図2-10に示すとおり、計画地周辺の地層は表層に盛土がみられ、その下に砂層、シルト層、粘土層、砂礫層、岩盤で構成されている。

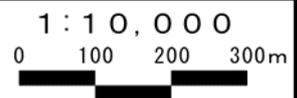


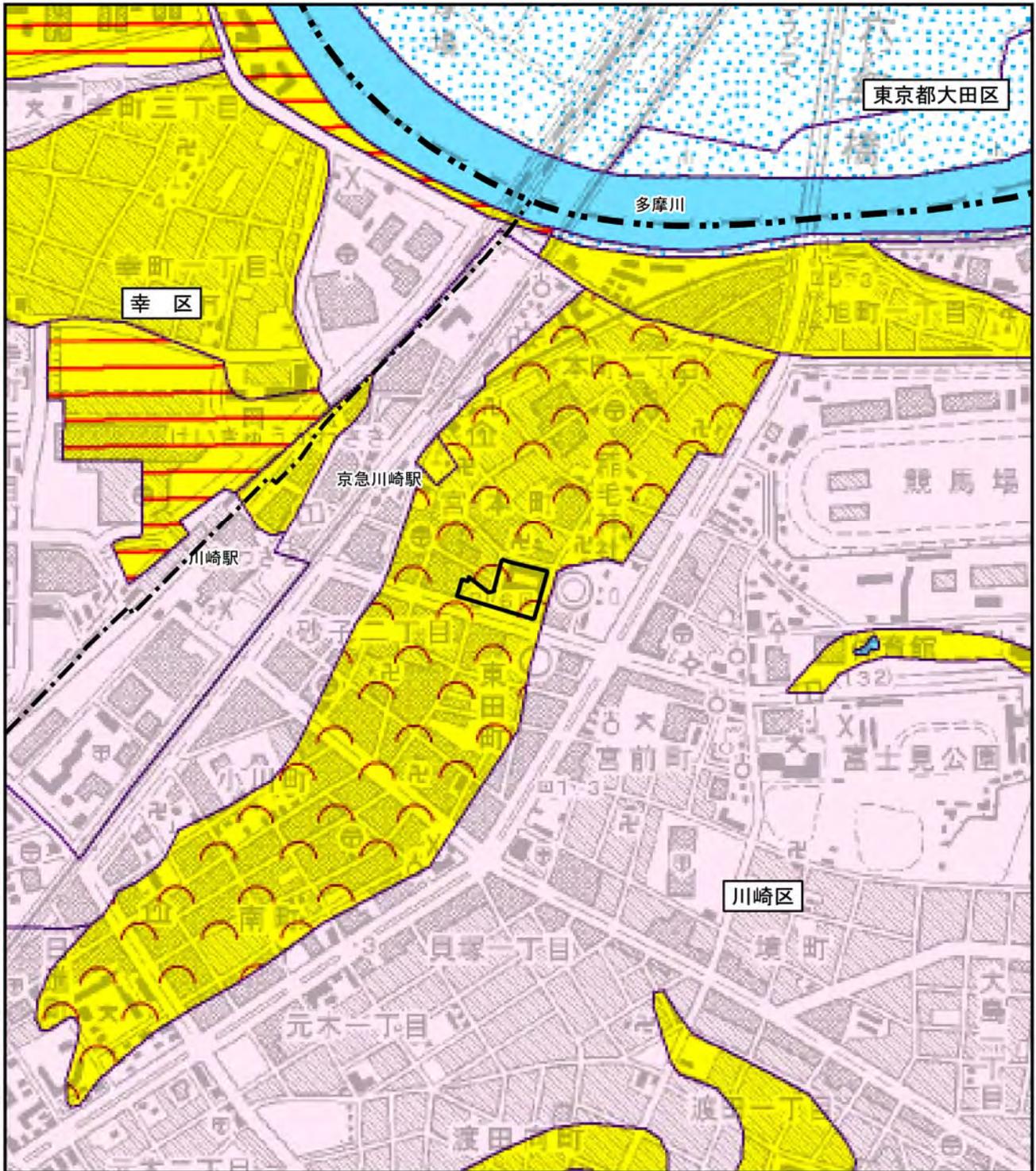
凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区 界
- 水準点

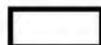
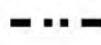
資料：「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）

図2-7 水準点の位置

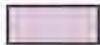




凡 例

-  計画地
-  都県界
-  区 界

<低地の微高地>

-  自然堤防
-  砂州・砂堆・砂丘
- <人工地形>
-  盛土地・埋立地
-  高い盛土地

<頻水地形>

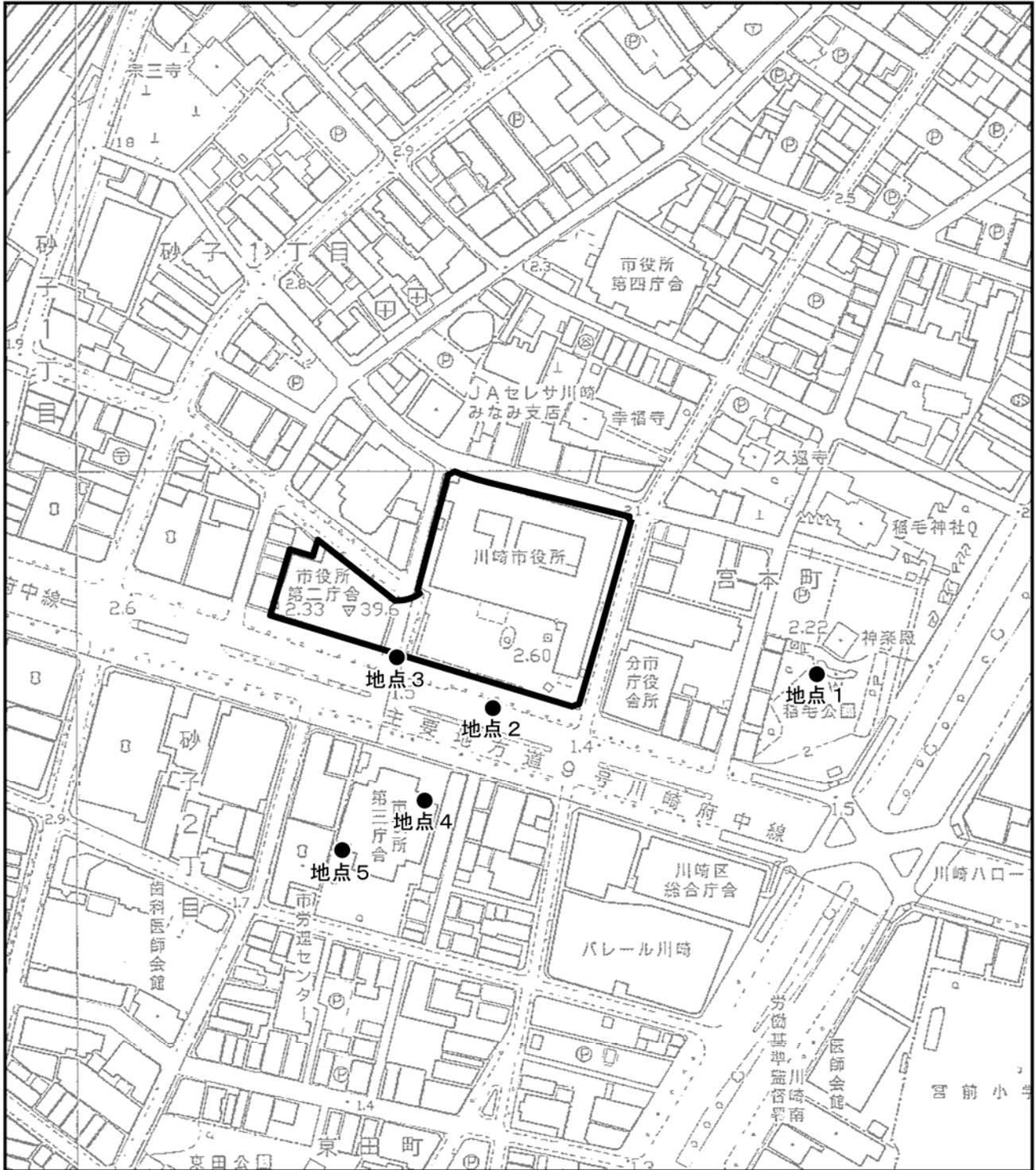
-  河川・水涯線及び水面
-  高水敷・低水敷・浜

資料：「土地条件図（平成22～23年度調査）」（国土地理院ホームページ）

図2-8 地形分類図

1 : 10,000  
0 100 200 300m





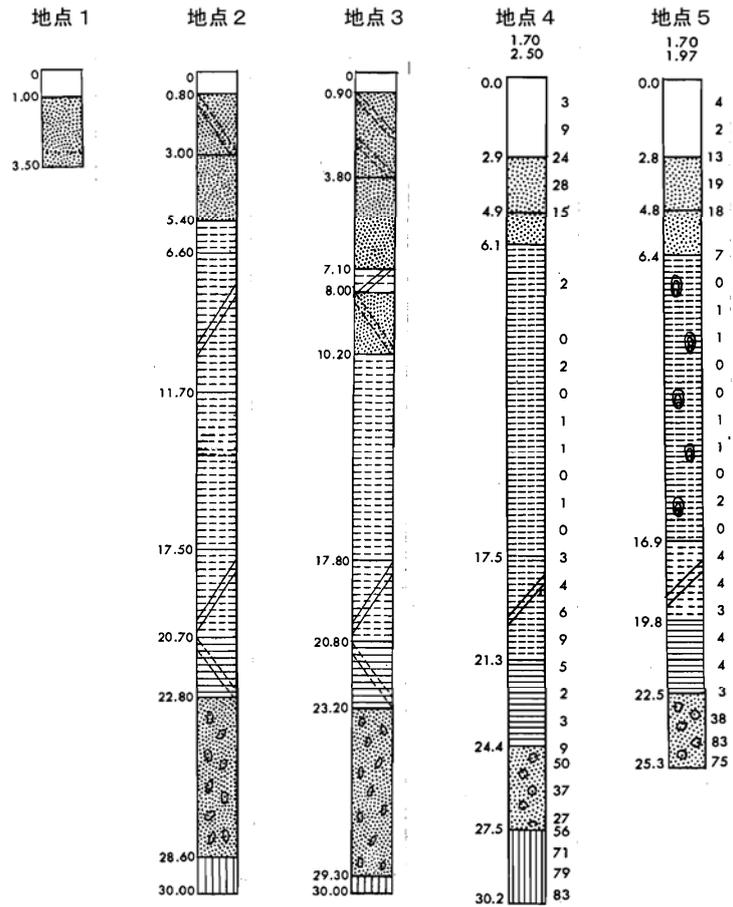
凡例

-  計画地
-  調査地点

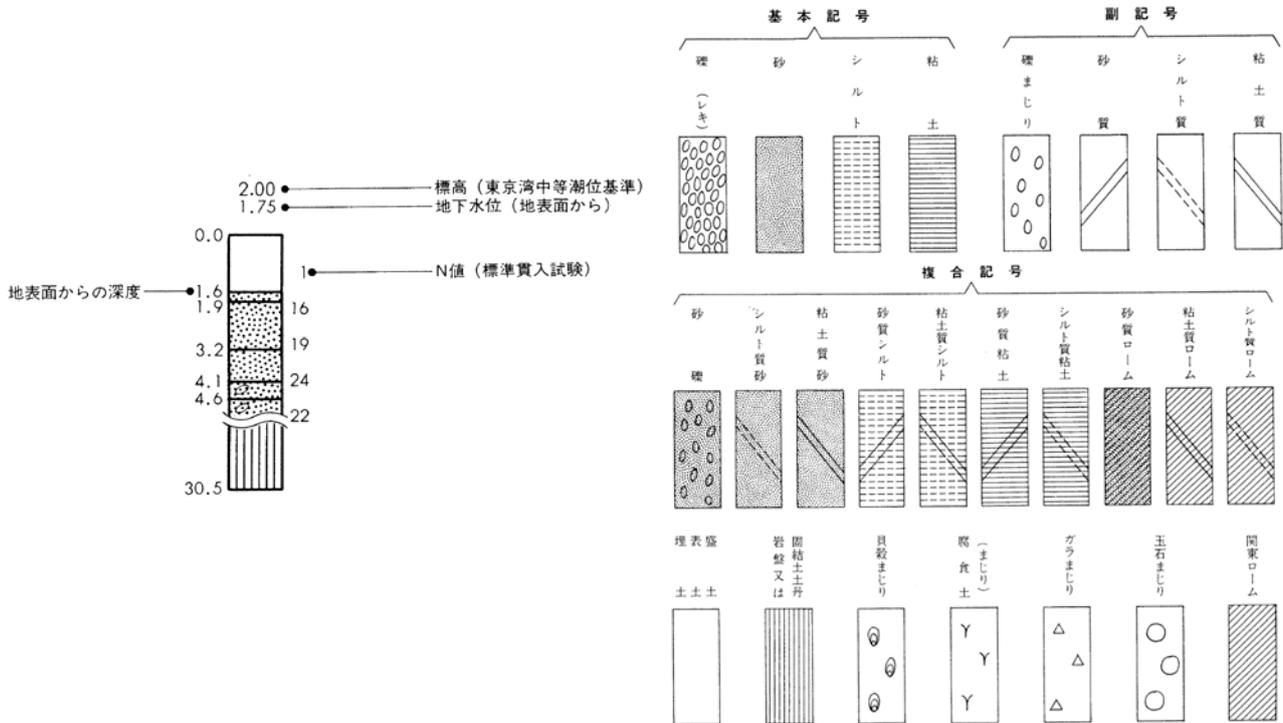
資料：「ガイドマップかわさき 地質図集 地質図集」（川崎市ホームページ）

図2-9 ボーリングの調査地点





地質柱状図凡例  
土質表示



資料：「ガイドマップかわさき 地質図集 地質図集」(川崎市ホームページ)

図2-10 ボーリング調査結果 (柱状図)

## 1.7 化学物質

計画地のある川崎区では、一般局である大師測定局（川崎区役所大師分室）で大気中のダイオキシン類の調査が行われている。平成26年度の調査結果は表2-5(1)に示すとおり、環境基準を満足している。また、堤根処理センター周辺の環境濃度を把握するために、京町小学校（川崎区京町1-1-4）及びさくら小学校（川崎区桜本1-9-15）で大気中のダイオキシン類の調査が行われている。平成26年度の調査結果は表2-5(2)に示すとおり、環境基準を満足している。

表2-5(1) 大気中のダイオキシン類の調査結果（平成26年度）

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

調査地点	試料採取日				年平均値	環境基準
	H26. 5. 15 ～5. 22	H26. 8. 21 ～8. 28	H26. 11. 13 ～11. 20	H27. 1. 22 ～1. 29		
大師測定局 (川崎区役所大師分室)	0.022	0.037	0.024	0.035	0.030 (○)	年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注) ( ) は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない  
資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

表2-5(2) 大気中のダイオキシン類の調査結果（平成26年度）

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

調査地点	試料採取日		年平均値	環境基準
	H26. 7. 4～7. 11	H26. 8. 1～8. 8		
京町小学校 (川崎区京町1-1-4)	0.017	0.011	0.014 (○)	年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
さくら小学校 (川崎区桜本1-9-15)	0.023	0.025	0.024 (○)	

注1) ( ) は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない  
注2) 調査地点は、堤根処理センター周辺における大気中のダイオキシン類の濃度を把握するための地点である。

資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

計画地のある川崎区では、平成26年度に東田公園及び上並木公園で土壌中のダイオキシン類の調査が行われている。その調査結果は表2-5(3)に示すとおり、環境基準を満足している。

なお、計画地周辺では、平成26年度に水質のダイオキシン類の調査は行われていない。

表2-5(3) 土壌中のダイオキシン類の調査結果（平成26年度）

単位：pg-TEQ/g

調査地点	試料採取日	環境基準
	H27. 1. 9	
東田公園 (川崎区東田町3-25)	0.50 (○)	1,000pg-TEQ/g以下
上並木公園 (川崎区日進町8-14)	2.7 (○)	

注) ( ) は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない  
資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

計画地のある川崎市では、一般局である大師測定局（川崎市役所大師分室）及び自排局である池上測定局（川崎市池上町3）で有害大気汚染物質の調査が行われている。平成26年度の調査結果は表2-6に示すとおり、環境基準または指針値のある13物質については、環境基準または指針値を満足している。

表2-6 有害大気汚染物質の調査結果（平成26年度）

調査物質	単位	大師測定局		池上測定局		環境基準	指針値
		調査結果	評価	調査結果	評価		
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.8	○	1.8	○	3	—
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.77	○	1.4	○	200	—
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.30	○	0.26	○	200	—
ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	○	1.9	○	150	—
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.39	○	0.49	○	—	2
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.066	○	0.091	○	—	10
水銀及びその化合物	$\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$	0.0026	○	0.0036	○	—	0.04
ニッケル化合物	$\mu\text{g-Ni}/\text{m}^3$	0.013	○	0.015	○	—	0.025
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.20	○	0.20	○	—	18
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.14	○	0.14	○	—	1.6
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.46	○	0.65	○	—	2.5
ヒ素及びその化合物	$\mu\text{g-As}/\text{m}^3$	0.00086	○	0.0011	○	—	0.006
マンガン及びその化合物	$\mu\text{g-Mn}/\text{m}^3$	0.048	○	0.089	○	—	0.14
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.086	—	0.10	—	—	—
ベンゾピレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.00046	—	0.00051	—	—	—
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.2	—	2.8	—	—	—
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.9	—	2.8	—	—	—
ベリリウム及びその化合物	$\mu\text{g-Be}/\text{m}^3$	0.000023	—	0.000047	—	—	—
クロム及びその化合物	$\mu\text{g-Cr}/\text{m}^3$	0.018	—	0.024	—	—	—
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	7.5	—	8.0	—	—	—
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4	—	1.4	—	—	—

注) 評価は、環境基準または指針値との比較を示す。

○：環境基準または指針値を満足している ×：環境基準または指針値を満足していない  
資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

## 1.8 騒音・振動

### (1) 騒音

計画地周辺の騒音の調査地点は図2-11に、騒音の調査結果は表2-7に示すとおりである。

計画地周辺では、計画地北側（旧川崎市公害監視センター）で一般環境騒音（ $L_{Aeq}$ ）の調査（平成21年度）が、国道15号沿道（川崎市貝塚1-3-15）で自動車騒音（ $L_{Aeq}$ ）の調査（平成26年度）が行われている。

一般環境騒音（ $L_{Aeq}$ ）の調査結果（平成21年度）は昼間が58dB、夜間が53dBであり、夜間で環境基準（昼間：60dB、夜間：50dB）を満足していない。自動車騒音（ $L_{Aeq}$ ）の調査結果（平成26年度）は昼間が69dB、夜間が67dBであり、夜間で環境基準（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足していない。

また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）、南側約350mに位置する扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに位置する国道409号等を走行する自動車等がある。

表2-7 騒音の調査結果（平成21年度、平成26年度）

単位：dB

区 分	調査地点	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
一般環境騒音 (平成21年度)	旧公害監視センター (川崎区宮本町2-25)	58 (○)	53 (×)	60	50
自動車騒音 (平成26年度)	国道15号沿道 (川崎区貝塚1-3-15)	69 (○)	67 (×)	70	65

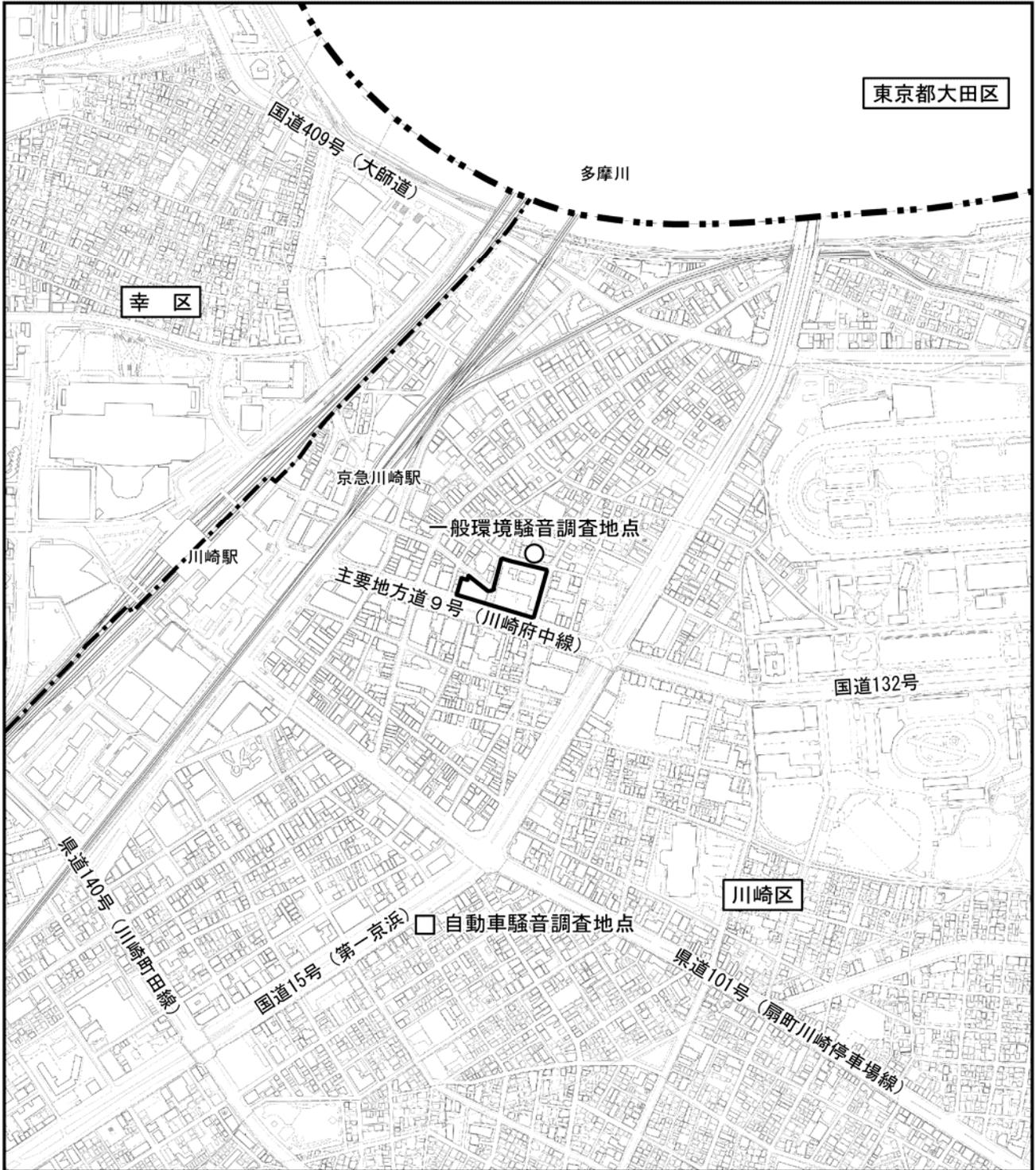
注) ( ) は、環境基準との比較を示す。 ○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない  
 資料：「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」（平成22年12月、川崎市）  
 「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

「騒音規制法」（昭和43年6月、法律第98号）に基づく特定施設設置届出工場・事業場及び特定施設設置届出施設の状況（平成27年3月31日現在）は表2-8に示すとおり、計画地のある川崎区における「騒音規制法」の対象となる特定施設を設置している工場・事業場数は360件、特定施設数（全施設）は2,590件であり、それぞれ川崎市全体の28.7%、28.3%を占めている。

表2-8 「騒音規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場及び  
 特定施設設置届出施設の状況（平成27年3月31日現在）

項 目	川崎区		川崎市 (件)	
	(件)	(%)		
工場・事業場	360	28.7	1,256	
特定施設	金属加工機械	334	24.8	1,346
	空気圧縮機及び送風機	2,099	30.9	6,802
	土石用破碎機等	18	54.5	33
	建設用資材製造機械	7	35.0	20
	木材加工機械	33	42.3	78
	印刷機械	44	17.6	250
	合成樹脂用射出成形機	55	8.6	637
	全施設	2,590	28.3	9,166

資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）」

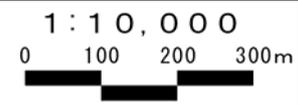


凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区 界
- 一般環境騒音調査地点 (平成21年度調査実施)
- 自動車騒音調査地点 (平成26年度調査実施)

資料：「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」（平成22年12月、川崎市）  
 「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

図2-11 騒音の調査地点



## (2) 振 動

計画地周辺では、国道1号沿道（幸区戸手2-2）で道路交通振動（ $L_{10}$ ）の調査（平成26年度）が行われている。

道路交通振動（ $L_{10}$ ）の調査結果（平成26年度）は表2-9に示すとおり、昼間で51dB、夜間で44dBであり、昼間及び夜間で要請限度（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足している。

また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）、南側約350mに位置する扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに位置する国道409号等を走行する自動車等がある。

表2-9 道路交通振動（ $L_{10}$ ）の調査結果（平成26年度）

単位：dB

区 分	調査地点	振動レベル（ $L_{10}$ ）		要請限度	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
道路交通振動 （平成26年度）	国道1号沿道 （幸区戸手2-2）	51 （○）	44 （○）	70	65

注）（ ）は、要請限度との比較を示す。 ○：要請限度を満足している ×：要請限度を満足していない  
資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

「振動規制法」（昭和51年6月、法律第64号）に基づく特定施設設置届出工場・事業場及び特定施設設置届出施設の状況（平成27年3月31日現在）は表2-10に示すとおり、計画地のある川崎区における「振動規制法」の対象となる特定施設を設置している工場・事業場数は190件、特定施設数（全施設）は719件であり、それぞれ川崎市全体の26.4%、21.3%を占めている。

表2-10 「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場及び  
特定施設設置届出施設の状況（平成27年3月31日現在）

項 目		川崎区		川崎市 （件）
		（件）	（%）	
工場・事業場		190	26.4	719
特定施設	金属加工機械	372	18.2	2,041
	圧縮機	281	37.1	758
	土石用又破砕機等	14	53.8	26
	木材加工機械	0	0.0	1
	印刷機械	23	19.0	121
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0.0	1
	合成樹脂用射出成形機	35	7.7	453
全施設		725	21.3	3,401

資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

## 1.9 建造物影響

計画地及びその周辺は、業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等に利用されている。

計画地周辺は高い密度で建築物が分布しており、川崎府中線（主要地方道9号）沿いに地上19階建（約80m）の川崎市役所第3庁舎、地上20階建（約85m）のパレール三井ビル等の超高層建築物が立ち並んでいる。また、その後背地については、地上45m程度の高層建築物と中層・低層の建築物が混在している。

### (1) 電 波

「川崎市環境基本計画」では、「良好な画像が保たれていること」を環境項目の目標に、「建造物影響に係る苦情件数」を指標にしている。

「2015年度 環境基本計画年次報告書」によると、川崎市における「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」（平成7年12月、条例第48号）に基づき指導したテレビ受信障害苦情件数（平成26年度）は29件で、前年度（平成25年度：39件）と比べて10件減少している。

### (2) ビル風

「川崎市環境基本計画」では、「ビル風害が抑制されていること」を環境項目の目標に、「建造物影響に係る苦情件数」を指標にしている。

「2015年度 環境基本計画年次報告書」によると、川崎市では「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、条例第48号）の対象事業の立地特性や類似事例等を分析し、必要に応じて防風植栽等の緩和策を講じるとしている。

### (3) 日 照

「川崎市環境基本計画」では、「住環境に著しい影響が生じていないこと」を環境項目の目標に、「建造物影響に係る苦情件数」を指標にしている。

「2015年度 環境基本計画年次報告書」によると、川崎市における日照問題に係る相談件数（平成26年度）は39件であり、前年度（平成25年度：40件）と比べて1件減少している。

なお、計画地及びその周辺は広範囲において商業地域に指定されており、日影規制の対象外である（図2-23参照）。

### (4) 光 害

「川崎市環境基本計画」では、「周辺環境に配慮した適切な屋外照明とすること」を環境項目の目標に、「建造物影響に係る苦情件数」を指標にしている。

「2015年度 環境基本計画年次報告書」によると、川崎市における光害に関する苦情の報告（平成26年度）は2件であり、前年度（平成25年度：0件）と比べて2件増加している。

## 1.10 緑

### (1) 樹林地

計画地に樹林地は存在しない。計画地周辺の樹林地としては、計画地の東側約50mに稲毛神社の保存樹林がある。

「川崎市緑の基本計画」（平成20年3月改定、川崎市）によると、計画地のある川崎区は業務系用地、商業用地、工業用地、住宅用地等が混在しており、樹林地が少ない地域であるが、保存樹林等の指定等により、樹林地を保全・継承していくと定められている。

川崎市における緑地面積（平成22年度～平成26年度）は表2-11に示すとおり、増加傾向にある。

表2-11 川崎市における緑地面積（平成22年度～平成26年度）

単位：ha

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特別緑地保全地区	96.0	107.0	117.2	121.8	124.7
緑の保全地域	22.6	24.6	25.4	26.9	30.2
緑地保全協定	82.7	76.0	69.8	69.1	66.6
保存樹林	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5
ふれあいの森	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1
保安林	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0
合計	211.8	218.1	223.1	228.4	232.1

資料：「2011年度版～2015年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

### (2) 農地

計画地及びその周辺に農地は存在しない。

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある川崎区は業務系用地、商業用地、工業用地、住宅用地等が混在しており、農地が少ない地域であるが、生産緑地の拡大等により、農地を保全・継承していくと定められている。

川崎市における農地面積（平成22年度～平成26年度）は表2-12に示すとおり、減少傾向にある。

表2-12 川崎市における農地面積（平成22年度～平成26年度）

単位：ha

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
農業振興地内農用地	91	91	91	86	86
生産緑地内農地	306	303	300	295	291
体験型農園・市民農園等	5	5	6	7	7
合計	402	399	397	388	384

資料：「2015年度版 環境基本計画年次報告書」（平成28年1月、川崎市）

### (3) 緑化地

計画地内には、本庁舎敷地の前庭周辺及び建物の外周、第2庁舎南側に緑化地があり、本庁舎屋上に屋上緑化がある。

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある川崎区は東京湾軸における緑の充実に向け、事業所の緑化、みどり拠点の整備、自然環境の保全・創出が求められている。また、計画地及びその周辺は川崎駅周辺地区緑化推進重点地区であり、公共施設及び道路の緑化等が目標として定められている。また、計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は、川崎駅と「緑の拠点」である富士見公園を結ぶ「緑の散策路」に位置付けられており、街路樹等が整備されている。

川崎市における公共施設等の緑化地創出面積（平成22年度～平成26年度）は表2-13に示すとおり、横ばい傾向にある。

表2-13 川崎市における公共施設等の緑化地創出面積（平成22年度～平成26年度）

単位：ha

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
緑化地創出面積	357	357	357	357	357

資料：「2011年度版～2015年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

### (4) 公園緑地

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある川崎区は都市公園等が多く存在している。

計画地周辺の公園及び緑地等の分布状況は表2-14及び図2-12に示すとおり、計画地の東側約50mに稲毛公園、南側約200mに東田公園、北西側約250mに東町公園、東側約400mに富士見公園等がある。

川崎市における公園緑地面積（平成22年度～平成26年度）は表2-15に示すとおり、増加傾向にある。

表2-14 公園及び緑地等の分布状況

項目	No.	名称	住所
都市公園	総合公園	1 富士見公園	川崎区富士見1, 2
	近隣公園	2 渡田新町公園	川崎区渡田新町1-5-1
	街区公園	3 旭町1丁目公園	川崎区旭町1-8-5
		4 稲毛公園	川崎区宮本町7-8
		5 大島第6公園	川崎区大島1-3-15
		6 貝塚公園	川崎区貝塚1-8-7
		7 上並木公園	川崎区日進町8-14
		8 日進町中央公園	川崎区日進町23-23
		9 東田公園	川崎区東田町3-25
		10 東町公園	川崎区本町1-1-6
		11 富士見1丁目公園	川崎区富士見1-2-4
		12 本町公園	川崎区本町2-2-11
		13 本町つつじ公園	川崎区本町2-2-6
		14 南町公園	川崎区南町6-1
		15 渡田第2公園	川崎区貝塚2-17-1
		16 幸町公園	幸区幸町3-9
		17 中幸町3丁目さくら公園	幸区中幸町3-26-45, 46
		18 堀川町公園	幸区堀川町4-345-15
	緑道	19 さいわい緑道	幸区河原町、神明町1, 2丁目地区内
市営公園	街区公園	20 多摩川見晴し公園	幸区幸町2-567番先
		21 戸手南公園	幸区戸手4-9
	都市緑地	22 川崎駅東口緑地（ルフロン公園）	川崎区日進町1-41

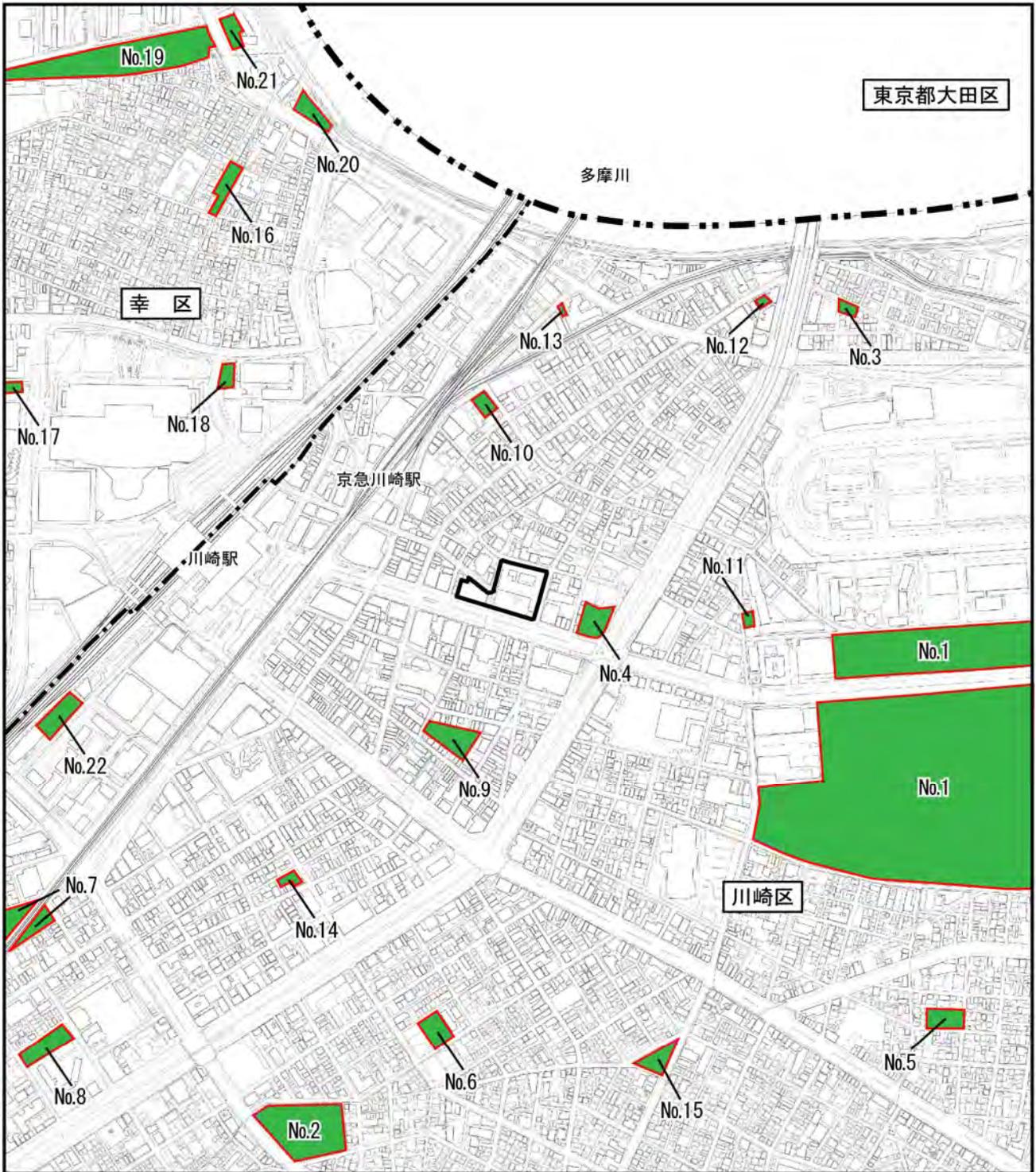
資料：「川崎市公園・緑地等位置図」（平成27年1月、川崎市建設緑政局）  
 「川崎の公園 平成26年」（川崎市建設緑政局）

表2-15 川崎市における公園緑地面積（平成22年度～平成26年度）

単位：ha

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公園緑地	741	754	756	766	768

資料：「2015年度版 環境基本計画年次報告書」（平成28年1月、川崎市）

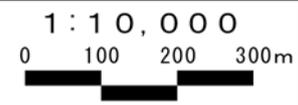


凡 例

- 計画地
- 公園及び緑地等 (No.1~No.22)
- 都県界
- 区 界

資料：「川崎市公園・緑地等位置図」（平成27年1月、川崎市建設緑政局）  
「川崎の公園 平成26年」（川崎市建設緑政局）

図2-12 公園及び緑地等の分布状況



## (5) その他の緑地

計画地周辺の「その他の緑地」としては、計画地の北側約600mの多摩川河川敷があげられる。

川崎市における「その他の緑地」の面積（平成22年度～平成26年度）は表2-16に示すとおり、横ばい傾向にある。

表2-16 川崎市における「その他の緑地」の面積（平成22年度～平成26年度）

単位：ha

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
その他の緑地 <sup>注)</sup>	約755	約755	約755	約755	約755

注) その他の緑地とは、河川の水面、河川敷等である。

資料：「2011年度版～2015年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

## 1.11 生物

### (1) 植物

川崎市において確認された植物種数（平成22年度～平成26年度）は、表2-17に示すとおりである。

計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。

表2-17 川崎市において確認された植物種数（平成22年度～平成26年度）

単位：種

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
植物種数	1,464	1,464	1,907	1,907	1,907

資料：「2011年度版～2015年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

### (2) 動物

川崎市において確認された動物種数（平成22年度～平成26年度）は、表2-18に示すとおりである。

計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、注目される種、生息地は確認されていない。

表2-18 川崎市において確認された動物種数（平成22年度～平成26年度）

単位：種

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
鳥類	179	179	198	198	198
哺乳類	14	14	18	18	18
爬虫類	13	13	14	14	14
合計	206	206	230	230	230

資料：「2011年度～2015年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

## 1.12 都市アメニティ

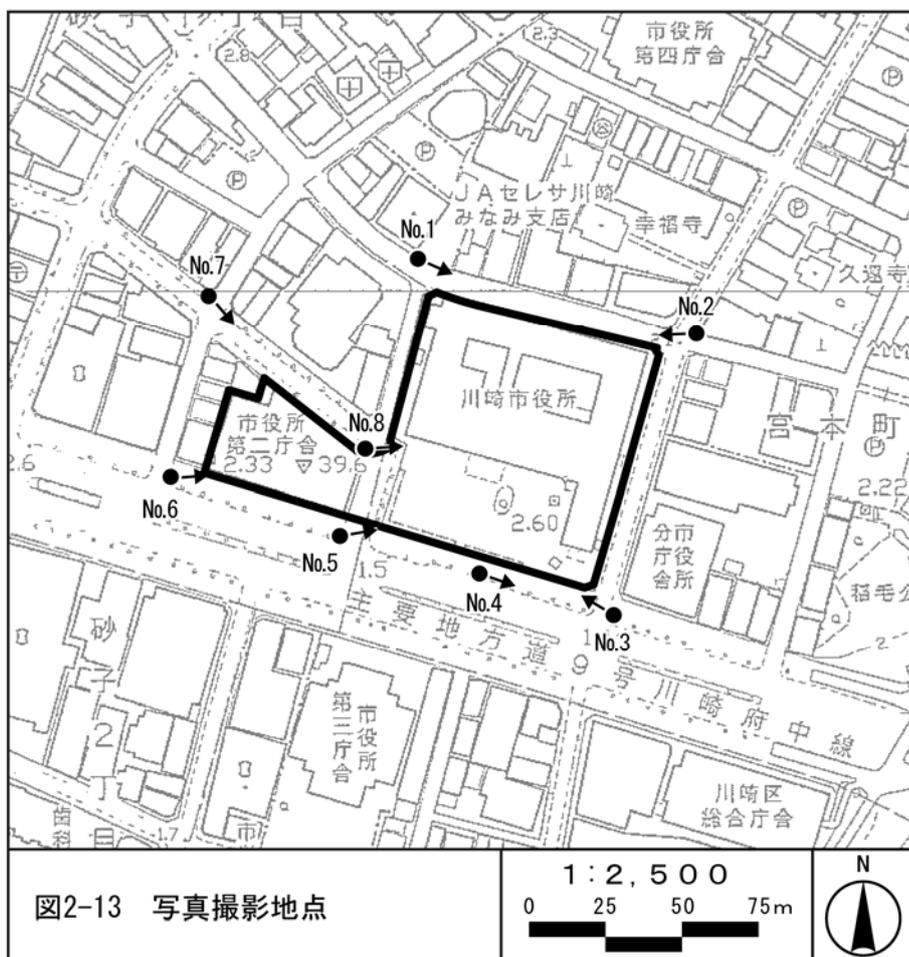
### (1) 都市景観

計画地及びその周辺の現況は写真2-1に、写真撮影地点は図2-13に示すとおりである。

川崎市では、「川崎市都市景観条例」（平成6年12月、川崎市条例第38号）が制定されている。また、「景観法」（平成16年6月、法律第110号）に基づき「川崎市景観計画」（平成19年12月、川崎市）が策定されている。

これまでに「川崎市都市景観条例」に基づく都市景観形成地区が8地区、「川崎市景観計画」に基づく景観計画特定地区が5地区指定されている。計画地のある川崎区では都市景観形成地区として、たちばな通地区及び川崎大師表参道・仲見世地区の2地区、景観計画特定地区として、川崎駅周辺地区の1地区が指定されている。なお、計画地は、都市計画形成地区及び景観計画特定地区には指定されていない。

また、現在の本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存についての制約はないが、「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」（平成24年3月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産としての一定の価値があると考えられるため、外観デザインについての記憶の継承等の配慮が求められている。





No.1：計画地北西側道路より



No.2：計画地北東側道路より



No.3：計画地南東側歩道より



No.4：計画地南側歩道より



No.5：計画地南側歩道より



No.6：計画地南西側歩道より



No.7：計画地西側歩道より



No.8：計画地西側歩道より

写真2-1 計画地及びその周辺の現況（平成27年5月15日、11月27日撮影）

## (2) 利用者に優しい公共施設

### ① 交通・運輸の状況

#### ア 道路

計画地周辺の主要な道路は図2-14に示すとおり、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに国道15号（第一京浜）、南側約350mに扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに国道409号等が通っている。

計画地周辺の道路交通センサスの調査地点は、図2-14に示すとおりである。また、道路交通センサスの調査結果（平成11、17、22年度：平日・休日）は表2-19に、交通量の推移（平日）は図2-15に示すとおりである。

12時間交通量（平成22年度：平日）は川崎府中線（主要地方道9号）で22,364台（大型車混入率：28.6%）、国道409号で12,466台（大型車混入率：9.0%）である。

表2-19 道路交通センサスの調査結果（平成11、17、22年度：平日・休日）

区間番号 <sup>注2)</sup>	道路名	年 度	交通量 (台/12時間)		大型車混入率 (%)	
			平 日	休 日	平 日	休 日
Q10150 (川崎区駅前本町26)	国道409号	11	-	-	-	-
		17	-	-	-	-
		22	22,364	-	28.6	-
Q40120 (幸区堀川町72)	川崎府中線 (主要地方道9号)	11	14,720	11,204	17.4	10.8
		17	14,155	9,508	15.4	8.0
		22	12,466	9,867	9.0	3.6

注1)調査時間は、7時～19時である。

注2)区間番号は、「平成22年度 全国道路交通情勢（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）による。

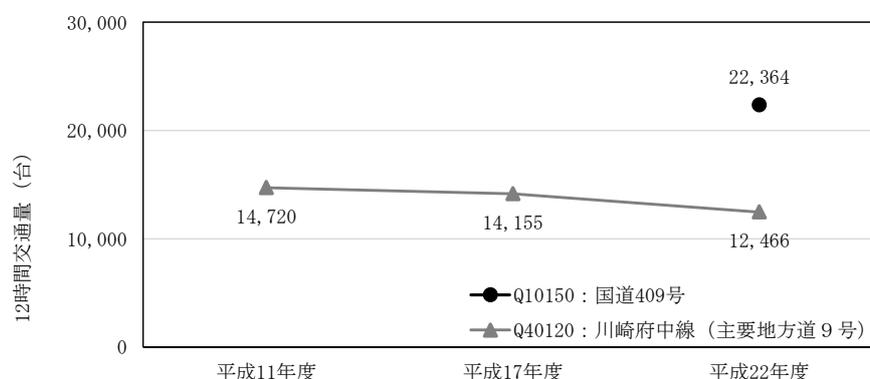
注3)「-」は、調査が行われていないことを示す。

資料：「平成22年度 全国道路交通情勢（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」

(川崎市建設緑政局)

「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査集計表」

(国土交通省道路局ホームページ)



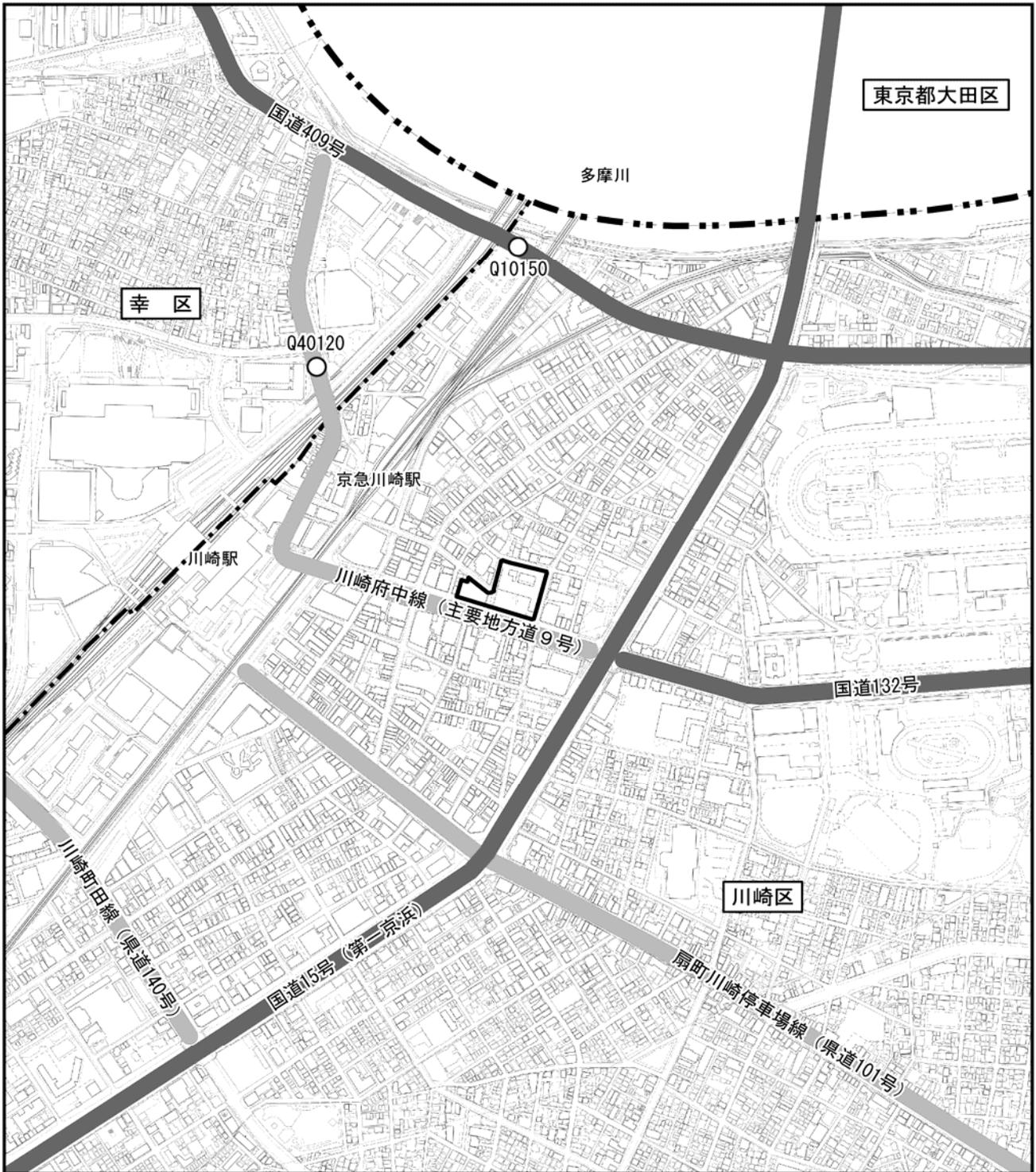
資料：「平成22年度 全国道路交通情勢（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」

(川崎市建設緑政局)

「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量集計表」

(国土交通省道路局ホームページ)

図2-15 交通量の推移（平日）

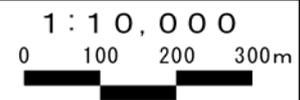


凡 例

- |   |     |   |                        |
|---|-----|---|------------------------|
|  | 計画地 |  | 国 道                    |
|  | 都県界 |  | 主要地方道・県道               |
|  | 区 界 |  | 調査地点（区間番号は平成22年度調査による） |

資料：「平成22年度 全国道路交通情勢（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）

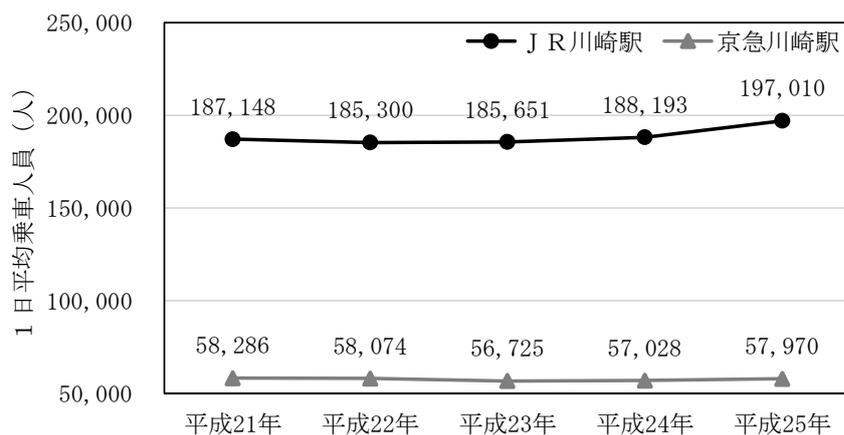
図2-14 主要な道路及び道路交通センサスの調査地点



## イ 鉄 道

計画地周辺の鉄道路線図は図2-16に示すとおり、計画地の西側に J R 京浜東北線、東海道本線、南武線及び京浜急行本線、北側に京浜急行大師線が通っている。

計画地最寄りの駅である J R 川崎駅及び京急川崎駅の 1 日平均乗車人員の推移（平成21年度～平成25年度）は図2-17に示すとおり、J R 川崎駅は平成22年度以降緩やかな増加傾向、京急川崎駅は概ね横ばい傾向にある。



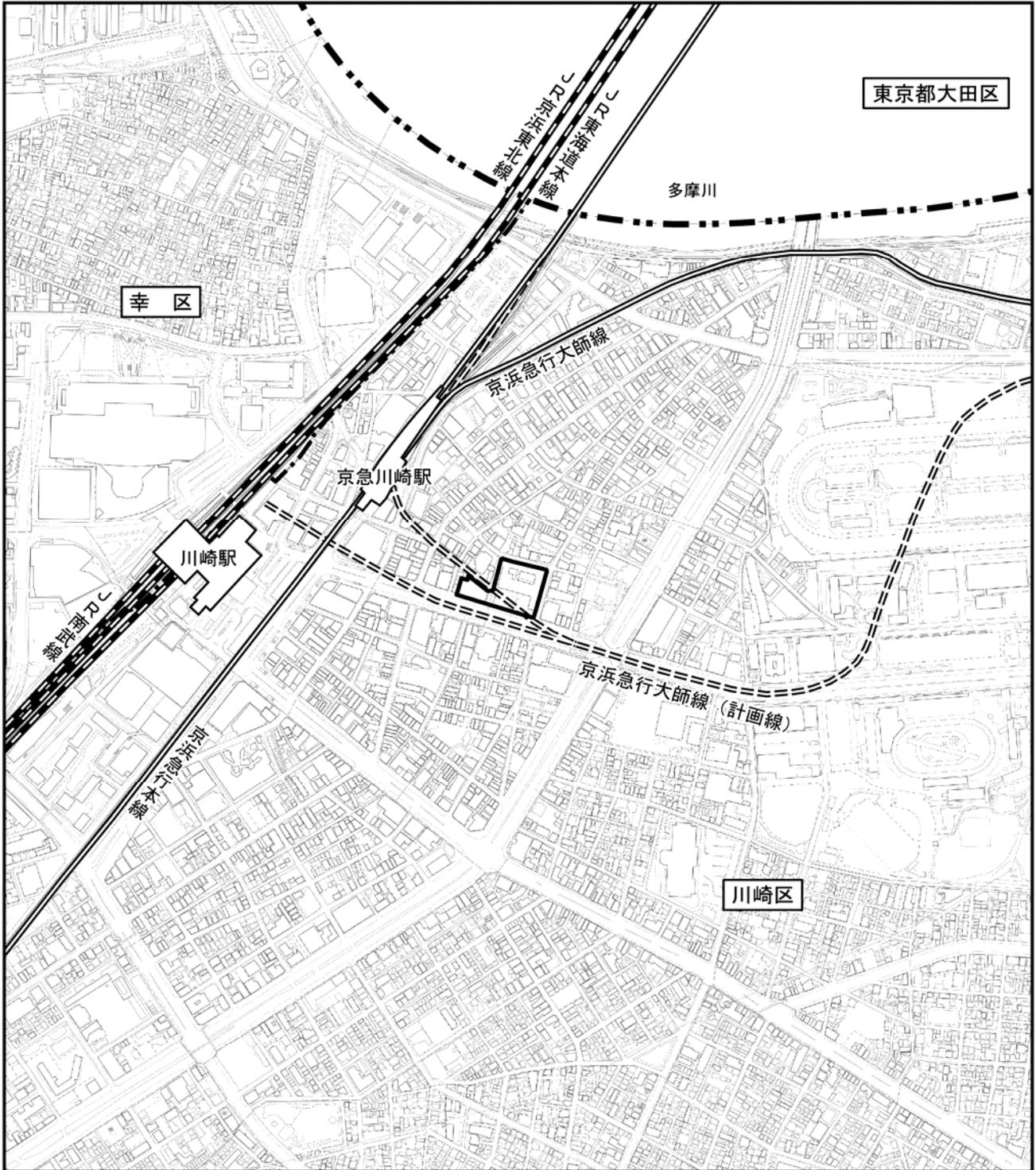
資料：「川崎市統計書 平成26年（2014年）版」（2015年3月、川崎市）

図2-17 1日平均乗車人員の推移（平成21年度～平成25年度）

## ウ バ ス

計画地周辺のバス路線図は図2-18に示すとおり、J R 川崎駅から川崎市営バス7系統、川崎鶴見臨港バス8系統、京浜急行バス3系統が臨海部方面等に運行している。

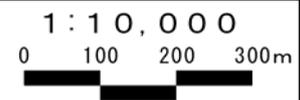
なお、計画地最寄りのバス停は、川崎鶴見臨港バス及び市バスの市役所前、京浜急行バスの川崎市役所前である。

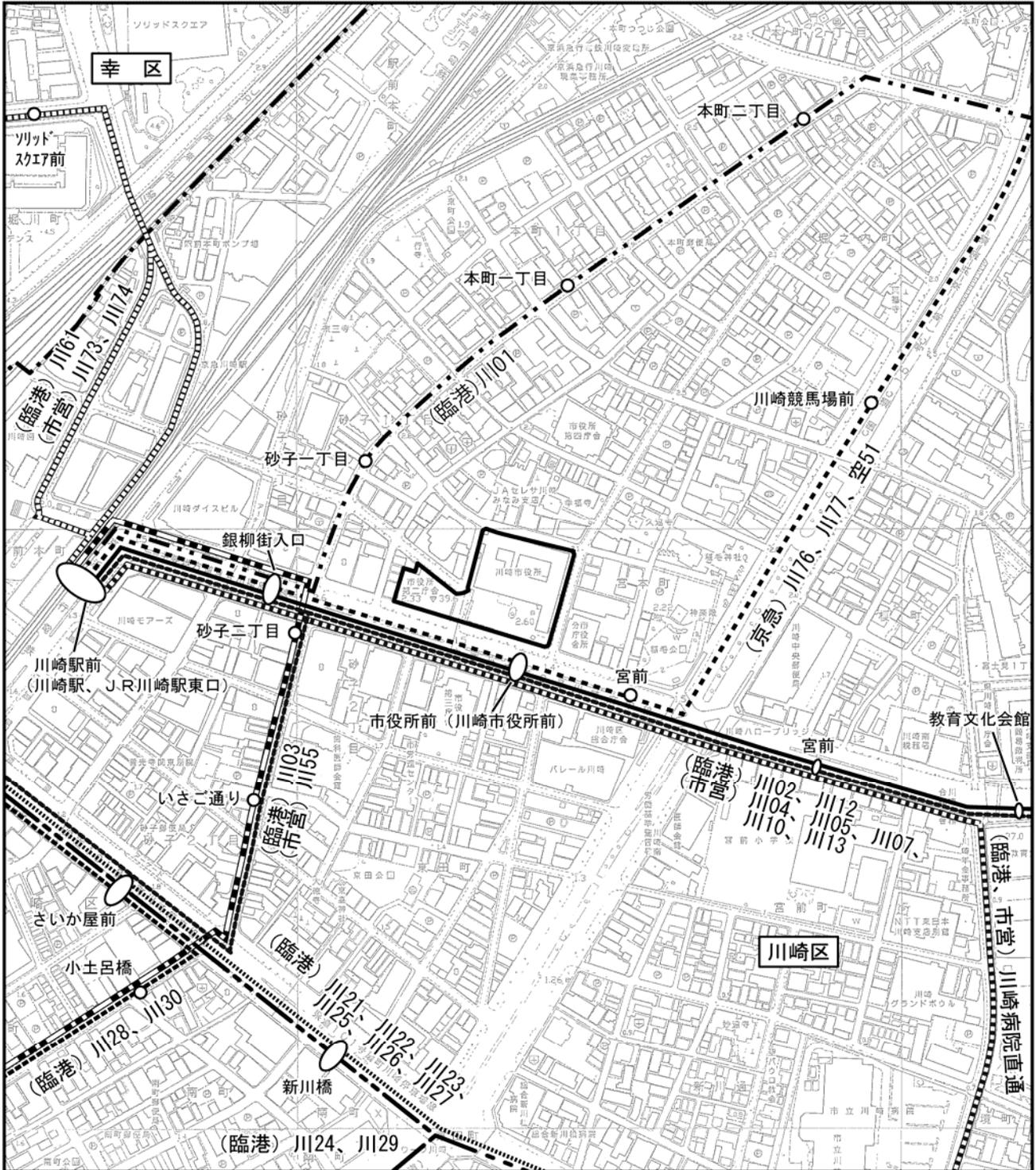


凡 例

- |   |     |   |                         |
|---|-----|---|-------------------------|
|  | 計画地 |  | 鉄 道 ( J R )             |
|  | 都県界 |  | 鉄 道 ( 京浜急行本線、京浜急行大師線 )  |
|  | 区 界 |  | 鉄 道 ( 京浜急行大師線 ( 計画線 ) ) |

図2-16 鉄道路線図





凡例



計画地

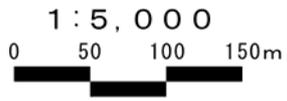


区界

- (臨港) 川01
- (臨港) 川02、川12
- (臨港) 川28、川30
- (市営) 川04、川05、川07、川10、川13
- (市営) 川61、(市営) 川73、川74
- (市営) 川55
- (臨港) 川03
- (臨港、市営) 川崎病院直通
- (臨港) 川21、川22、川23、川25、川26、川27
- (京急) 川76、川77、空51
- (臨港) 川24、川29

資料：「川崎区マップ」(平成27年3月、川崎区役所まちづくり推進部)

図2-18 バス路線図



## ② 公共施設等の状況

計画地及びその周辺の主要な公共施設等は、表2-20及び図2-19に示すとおりである。

現在、計画地には川崎市役所本庁舎（No.1）及び第2庁舎（No.2）が存在している。また、計画地に比較的近い行政機関等として計画地の南側約40mに川崎市役所第3庁舎（No.3）、北側約80mに川崎市役所第4庁舎（No.4）、南東側約70mに川崎区役所（No.5）、保育施設として西側約50mにひなた園（No.20）、南東側約80mにレイモンド川崎保育園（No.17）及びKAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL（No.21）、医療機関として南側約400mに総合新川橋病院（No.25）、南東側約400mに川崎市立川崎病院（No.26）、福祉施設として西側約20mにMelk 川崎砂子 Office（No.30）、北西側約50mに発達相談支援センター（No.35）、南側約50mにウイングル川崎センター（No.33）、北側約50mに精神保健福祉センター（No.37）、市民館・図書館・会館として北側約120mに東海道かわさき宿交流館（No.38）、北西側約120mに川崎・砂子の里資料館（No.40）等の施設がある。教育施設は、計画地の南東側約200mに宮前小学校（No.23）があり、計画地は宮前小学校の通学区域となっている。

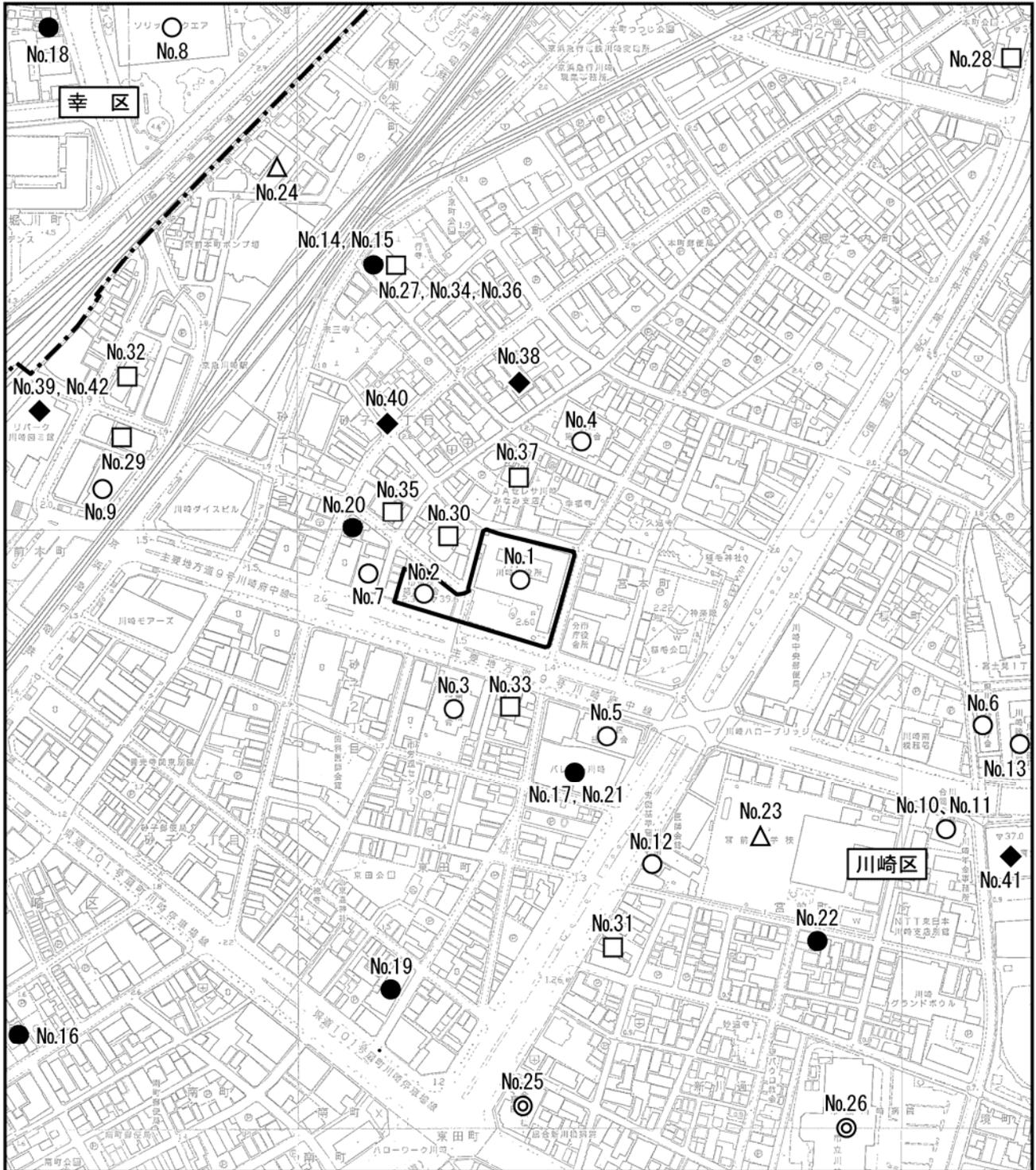
なお、計画地内の川崎市役所本庁舎及び第2庁舎は、災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を満たしていない。そのため、現在の本庁舎の解体後に災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を有する新たな庁舎を建設して、分散化している本庁機能を集約する必要がある、「川崎市本庁舎等建替基本計画」（平成28年1月、川崎市）に基づき、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮しながら、新たな本庁舎の整備に取り組むこととされている。

表2-20 主要な公共施設等の一覧

項目	No.	施設名称	住所	
行政機関等	1	川崎市役所本庁舎	川崎区宮本町1	
	2	川崎市役所第2庁舎	川崎区砂子1-9-3	
	3	川崎市役所第3庁舎	川崎区東田町5-4	
	4	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	
	5	川崎区役所	川崎区東田町8	
	6	神奈川県川崎合同庁舎	川崎区富士見1-1-2	
	7	かわさき市税事務所	川崎区砂子1-8-9	
	8	川崎県民センター	幸区堀川町580	
	9	川崎市生活自立・仕事相談センター	川崎区駅前本町11-2	
	10	横浜地方検察庁 川崎支部	川崎区宮前町12-11	
	11	横浜地方法務局 川崎支局	川崎区宮前町12-11	
	12	労働基準監督署 川崎南	川崎区宮前町8-2	
	13	横浜地方裁判所 川崎支部	川崎区富士見1-1-3	
保育施設	保育所 (認可保育所)	14	川崎乳児保育所	川崎区本町1-1-1
		15	夜間保育所あいいく	川崎区本町1-1-1
		16	アスク川崎東口保育園	川崎区小川町13-9
		17	レイモンド川崎保育園	川崎区東田町8
	地域保育園	18	わらべうた幸町保育園	幸区幸町1-749-2
		19	ミルキーホーム川崎園	川崎区東田町2-10
20		ひなた園	川崎区砂子1-8-4	
小規模保育 (B型)	21	KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	川崎区東田町8	
	22	さくらっこ保育園	川崎区宮前町9-5	
教育施設	小学校	23	宮前小学校	川崎区宮前町8-13
	専門学校	24	外語ビジネス専門学校	川崎区駅前本町22-1
医療機関	総合病院	25	総合新川橋病院	川崎区新川通1-15
		26	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1
福祉施設	特別養護老人 ホーム	27	特別養護老人ホームしおん	川崎区本町1-1-1
	グループ ホーム	28	グループホームこでまり六郷	川崎区本町2-12-14
	障害福祉 サービス 事業所 (通所)	29	Melk 川崎 Office	川崎区駅前本町10-5
		30	Melk 川崎砂子 Office	川崎区砂子1-10-2
		31	さくらネット	川崎区宮前町2-2
		32	Future Dream Achievement 川崎	川崎区駅前本町15-5
		33	ウイングル川崎センター	川崎区東田町6-2
	地域子育て 支援センター	34	地域子育て支援センターあいいく	川崎区本町1-1-1
	相談窓口	35	発達相談支援センター	川崎区砂子1-7-5
		36	しおん地域包括支援センター	川崎区本町1-1-1
37		精神保健福祉センター	川崎区宮本町2-32	
市民館・図書館・会館	38	東海道かわさき宿交流館	川崎区本町1-8-4	
	39	アートガーデンかわさき	川崎区駅前本町12-1	
	40	川崎・砂子の里資料館	川崎区砂子1-4-10	
	41	川崎市教育文化会館	川崎区富士見2-1-3	
	42	川崎図書館	川崎区駅前本町12-1	

資料：「かわさき生活ガイド 2015年度」(平成27年11月、川崎市)

「病院・診療所名簿」(川崎市健康福祉局ホームページ)



凡 例

- |   |                    |   |                          |   |                    |
|---|--------------------|---|--------------------------|---|--------------------|
|  | 計画地                |  | 行政機関等 (No.1~No.13)       |  | 医療機関 (No.25~No.26) |
|  | 区 界                |  | 保育施設 (No.14~No.22)       |  | 福祉施設 (No.27~No.37) |
|  | 教育施設 (No.23~No.24) |  | 市民館・図書館・会館 (No.38~No.42) |   |                    |

資料：「かわさき生活ガイド 2015年度」（平成27年11月、川崎市）  
「病院・診療所名簿」（川崎市健康福祉局ホームページ）

図2-19 主要な公共施設等の位置



### (3) 歴史的文化的遺産

計画地周辺の指定史跡・指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表2-21～22及び図2-20に示すとおりである。

計画地周辺には指定文化財の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。なお、計画地には指定史跡・指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

また、現在の本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存についての制約はないが、「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」（平成24年3月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産としての一定の価値があると考えられるため、外観デザインについての記憶の継承等の配慮が求められている。

表2-21 指定文化財等の一覧

No.	指定区分	種類	名称	所有者	住所
1	市重要歴史記念物	建造物	手洗石	稲毛神社	川崎区宮本町7-7
2	市重要郷土資料	有形民俗 文化財	庚申塔 1基 附 石造鉢形香炉 1基	真福寺	川崎区堀之内町 11-7

資料：「指定文化財紹介」（川崎市教育委員会ホームページ）

表2-22 周知の埋蔵文化財包蔵地の一覧

名称	遺跡の時代	住所
川崎区No.8	近世後期、近代初頭	川崎区本町1-8-4

資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（川崎市ホームページ）

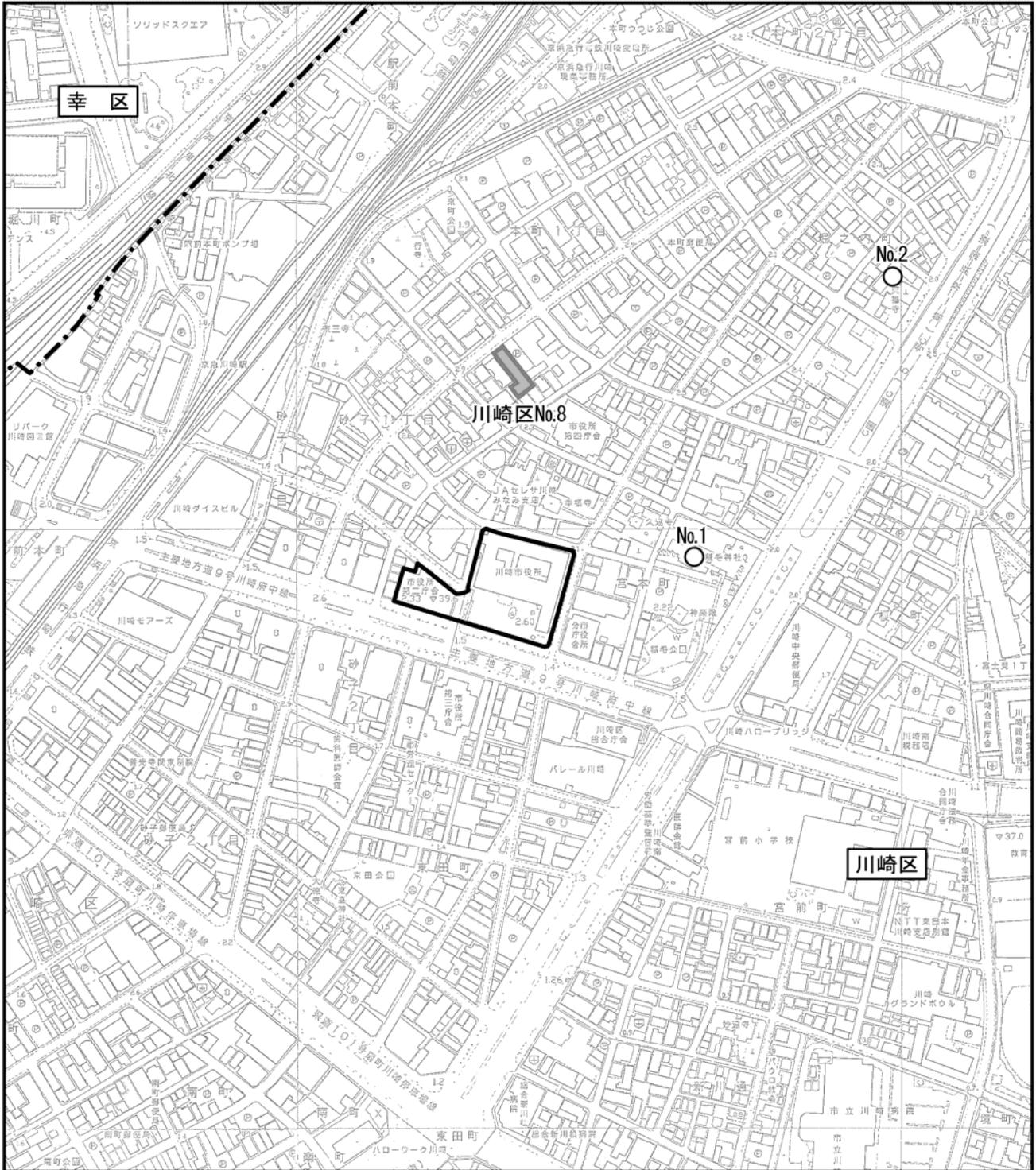
### (4) オープンスペース

計画地周辺のオープンスペースとして、計画地の東側約50mに稲毛公園、南側約200mに東田公園、東側約400mに富士見公園、北側約600mに多摩川がある。富士見公園は、毎年11月に開催されている川崎市民まつり等の会場として利用されている。

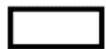
計画地周辺は都心部としてのにぎわいと回遊性が求められる地区であり、また、現本庁舎においても駐車場を転用して地域イベントが行われている。

### (5) レクリエーション施設

計画地周辺のレクリエーション施設として、計画地の東側約400mに富士見公園（テニスコート、野球場等）、北側約600mに多摩川河川敷（サイクリングコース）、南西側約1.3kmにヨネッティー堤根（プール）がある。



凡 例



計画地



指定史跡・文化財 (No.1~No.2)



区 界



周知の埋蔵文化財包蔵地 (川崎区No.8)

資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」(川崎市ホームページ)  
「指定文化財紹介」(川崎市教育委員会ホームページ)

図2-20 指定史跡・文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地の位置

1 : 5,000

0 50 100 150m



## 1.13 都市気温

### (1) 都市排熱

計画地周辺の一般局である川崎測定局における月別平均気温(平成26年度)は図2-4に示したとおり、年平均気温は16.6℃である。

また、計画地のある川崎区における真夏日(日最高気温が30℃以上の日)、熱帯夜(日最低気温が25℃以上の日)及び冬日(日最低気温が0℃未満の日)の日数(平成22年度～平成26年度)は表2-23に示すとおり、真夏日及び熱帯夜は減少傾向、冬日は概ね横ばい傾向にある。

表2-23 川崎区における真夏日、熱帯夜及び冬日の日数(平成22年度～平成26年度)

単位：日

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
真夏日	66	60	56	49	41
熱帯夜	57	51	50	34	26
冬日	2	3	1	5	1

資料：「2011年度版～2015年度版 環境基本計画年次報告書」(川崎市)

## 1.14 地球環境

### (1) 温暖化

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(平成22年10月、川崎市)では、「環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」を基本理念とし、事業活動及び市民生活における温室効果ガス排出量の削減の推進、再生可能エネルギー源等の利用等の施策が計画されている。

川崎市における温室効果ガスの排出量(平成20年度～平成24年度)は、表2-24に示すとおりである。

川崎市における温室効果ガスの排出量(平成24年度、暫定値)は24,365.3千tCO<sub>2</sub>であり、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」が定めている基準年度(29,223.2千tCO<sub>2</sub>)と比べて16.6%の減少となっている。

また、川崎区及び川崎市における温室効果ガスの排出量(平成24年度、暫定値)は、表2-25に示すとおりである。

川崎区における温室効果ガスの総排出量(平成24年度、暫定値)は19,037.1千tCO<sub>2</sub>であり、川崎市における総排出量の78.1%を占めている。

表2-24 川崎市における温室効果ガスの排出量（平成20年度～平成24年度）

単位：千tCO<sub>2</sub>

物質		基準年度 注1)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度 (暫定値)
二酸化炭素	排出量	26,706.5	24,695.2	23,872.7	23,438.0	23,529.5	24,084.2
	対基準 年度比	-	-7.5%	-10.6%	-12.2%	-11.9%	-9.8%
メタン	排出量	12.9	19.0	18.1	13.5	13.9	17.1
	対基準 年度比	-	47.6%	40.3%	5.2%	8.2%	33.2%
一酸化二窒素	排出量	77.7	102.0	96.1	94.8	94.5	96.4
	対基準 年度比	-	31.2%	23.6%	22.0%	21.6%	24.0%
HFC類 <sup>注2)</sup>	排出量	255.4	88.0	60.7	39.7	86.6	78.0
	対基準 年度比	-	-65.5%	-76.2%	-84.4%	-66.1%	-69.5%
PFC類 <sup>注3)</sup>	排出量	166.7	290.8	216.6	123.7	99.9	54.1
	対基準 年度比	-	74.5%	29.9%	-25.8%	-40.1%	-67.6%
六ふっ化硫黄	排出量	2,004.0	31.0	37.9	39.1	55.2	35.5
	対基準 年度比	-	-98.5%	-98.1%	-98.1%	-97.2%	-98.2%
総排出量	排出量	29,223.2	25,226.0	24,302.0	23,748.8	23,879.6	24,365.3
	対基準 年度比	-	-13.7%	-16.8%	-18.7%	-18.3%	-16.6%

注1)二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の基準年度は平成2年度、それ以外の3ガスの基準年度は平成7年度である。

注2)HFC類は、ハイドロフルオロカーボン類のことを示す。

注3)PFC類は、パーフルオロカーボン類のことを示す。

資料：「川崎市温室効果ガス排出量（2009・2010年度確定値、2011年度改定値、2012年度暫定値）について」（川崎市環境局ホームページ）

表2-25 川崎区及び川崎市における温室効果ガスの排出量（平成24年度、暫定値）

単位：千tCO<sub>2</sub>

物質	川崎区	川崎市
二酸化炭素	18,791.3	24,084.2
メタン	12.3	17.1
一酸化二窒素	77.6	96.4
HFC類 <sup>注1)</sup>	66.4	78.0
PFC類 <sup>注2)</sup>	54.1	54.1
六ふっ化硫黄	35.5	35.5
総排出量	19,037.1	24,365.3
構成比（%）	78.1	100.0

注1)HFC類は、ハイドロフルオロカーボン類のことを示す。

注2)PFC類は、パーフルオロカーボン類のことを示す。

資料：「川崎市温室効果ガス排出量（2009・2010年度確定値、2011年度改定値、2012年度暫定値）について」（川崎市環境局ホームページ）

## (2) オゾン層破壊

大気中のフロンの調査結果（平成26年度）は、表2-26に示すとおりである。

「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」によると、川崎市とフロンの局地的な汚染を受けていない地域と考えられている北海道（根室・稚内周辺）のフロンの調査結果を比べると、特定フロンの大気濃度は概ね同程度であるが、代替フロンの大気濃度はすべての物質で川崎市の方が高い傾向にある。

表2-26 大気中のフロンの調査結果（平成26年度）

単位：ppb

項目	物質	年平均値	
		川崎市	北海道（根室・稚内周辺） <sup>注)</sup>
特定フロン	CFC-11	0.25	0.23
	CFC-12	0.52	0.53
	CFC-113	0.072	0.074
代替フロン	HFC-134a	0.15	0.080
	HCFC-22	0.43	0.23
	HCFC-142b	0.031	0.024
	HCFC-141b	0.049	0.026

注) 北海道（根室・稚内周辺）の調査は、環境省が実施した平成25年度の年平均値である。

資料：「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

## (3) 酸性雨

計画地及びその周辺では、川崎市環境総合研究所（川崎区殿町3-25-13）で酸性雨（pH5.6以下の雨）の調査が行われており、酸性雨の調査結果（平成22年度～平成26年度）は表2-27に示すとおりである。

pH（水素イオン濃度）の調査結果（平成26年度）は4.8であり、調査結果の推移（平成22年度～平成26年度）は横ばい傾向にある。

表2-27 川崎市における酸性雨の調査結果（平成22年度～平成26年度）

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
pH（水素イオン濃度）	4.9	4.6	4.5	4.5	4.8
導電率（ $\mu$ S/cm）	39	26	23	21	15
硫酸イオン（ $\mu$ g/mL）	1.50	2.04	1.95	1.50	1.54
硝酸イオン（ $\mu$ g/mL）	1.00	1.14	1.06	0.86	0.86
降水量(mm)	1,262.0	1,225.0	1,131.5	1,025.0	1,165.0

注) 平成24年度以前の調査結果は、川崎市環境局公害研究所（川崎区田島町20-2）の値である。

資料：「平成23年度～平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（川崎市）

## (4) 森林

「川崎市環境基本計画」によると、川崎市では再生品や長期使用型の資材の利用、公共工事での熱帯材の使用を極力抑制する等の環境配慮に努めるとしている。

## 1.15 エネルギー

「2015年度版 環境基本計画年次報告書」によると、川崎市におけるエネルギー消費の特徴として、エネルギー消費量の約7割を臨海部の産業部門が占めている。

川崎市では平成18年度より住宅用太陽光発電設備設置補助を行っており、住宅用太陽光発電設備の導入実績(平成22年度～平成26年度)は、表2-28に示すとおりである。

設備の導入実績(平成26年度)は20,810kWであり、増加傾向にある。

また、川崎市では公共施設への太陽熱利用設備の導入が行われており、平成23年度に多摩老人福祉センター、平成25年度に大戸小学校及び高津スポーツセンターに導入されている。また、川崎市と東京電力株式会社の共同事業として、浮島(最大出力:7,000kW)及び扇島(最大出力:13,000kW)にメガソーラーを設置し、浮島は平成23年8月、扇島は平成23年12月より運転を開始している。

表2-28 川崎市における住宅用太陽光発電設備の導入実績(平成22年度～平成26年度)

単位：kW

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
川崎市	7,892	11,599	15,709	19,036	20,810

資料：「2011年度版～2015年度版 環境基本計画年次報告書」(川崎市)

## 1.16 資源・廃棄物

川崎市における一般廃棄物の処理状況（平成22年度～平成26年度）は表2-29に、産業廃棄物の処理状況（平成21年度、平成26年度）は表2-30に示すとおりである。

一般廃棄物の処理状況（平成26年度）の焼却量は370,849 t、資源化率は30.3%、市民一人あたりの排出量は998g/日であり、焼却量及び市民一人あたりの排出量は減少傾向、資源化率は増加傾向にある。

川崎市では、市内の産業廃棄物の発生、処理、処分の状況を把握するため、5年毎に川崎市産業廃棄物実態調査を実施しており、近年では平成21年度及び平成26年度に調査が実施されている。

産業廃棄物の処理状況（平成26年度）の排出量は250.8万 t、最終処分量は9.2万 t、再生利用率は40.6%であり、前回川崎市産業廃棄物実態調査が実施された平成21年度（排出量：286.9万 t、最終処分量：14.8万 t、再生利用率：50.5%）と比べて排出量、最終処分量及び再生利用率は減少している。

表2-29 川崎市における一般廃棄物の処理状況（平成22年度～平成26年度）

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
日数（日）	365	366	365	365	365	
人口 <sup>注1)</sup> （人）	1,425,678	1,430,773	1,439,164	1,448,196	1,461,043	
処理・処分量（t）	焼却量	412,712	401,893	392,926	377,363	370,849
	資源化量	128,664	144,685	143,054	154,299	161,541
	総量	541,648	546,873	536,225	531,949	532,390
資源化率 <sup>注2)</sup> （%）	23.8	26.5	26.7	29.0	30.3	
市民一人あたりの排出量 <sup>注3)</sup> （g/日）	1,041	1,044	1,021	1,006	998	

注1)人口は、各年度10月1日現在の数値である。

注2)資源化率（%）は、以下の式により算出した。

$$\text{資源化率} = (\text{資源化量} / \text{総量}) \times 100$$

注3)市民一人あたりの排出量（g/日）は、以下の式により算出した。

$$\text{市民一人あたりの排出量} = (\text{総量} / (\text{日数} \times \text{人口}))$$

資料：「2015年度版 環境基本計画年次報告書」（平成28年1月、川崎市）

表2-30 川崎市における産業廃棄物の処理状況（平成21年度、平成26年度）

項目	平成21年度	平成26年度
排出量（万 t）	286.9	250.8
最終処分量（万 t）	14.8	9.2
再生利用率（%）	50.5	40.6

注)平成21年度及び平成26年度の数値は、川崎市産業廃棄物実態調査に基づく推計値である。なお、平成22年度～平成25年度は、多量排出事業者等が提出した処理状況報告書に基づき算出した値であり、処理状況の把握が限定的であるため、記載していない。

資料：「2015年度版 環境基本計画年次報告書」（平成28年1月、川崎市）

## 2 計画地及びその周辺地域の概況

### 2.1 人口、産業の状況

#### (1) 人口

計画地及びその周辺の町丁図は、図2-21に示すとおりである。

計画地及びその周辺の町丁別の人口及び世帯数（平成26年度）は表2-31に、人口の推移（平成22年度～平成26年度）は表2-32及び図2-22に示すとおりである。

計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置しており、宮本町の人口は939人、世帯数は657世帯、砂子1丁目の人口は560人、世帯数は394世帯である。また、人口の推移は、宮本町及び砂子1丁目ともに増加傾向にある。

表2-31 人口及び世帯数（平成26年度）

市区町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	備考
宮本町	939	657	川崎区 面積 40.25km <sup>2</sup> 人口密度 5,571人/km <sup>2</sup> 川崎市 面積 144.35km <sup>2</sup> 人口密度 10,043人/km <sup>2</sup>
富士見1丁目	1,957	866	
富士見2丁目	736	336	
境町	1,893	1,101	
榎町	1,615	835	
宮前町	1,483	861	
新川通	1,229	713	
貝塚1丁目	2,012	1,244	
東田町	1,187	766	
南町	2,854	1,993	
小川町	2,041	1,452	
砂子1丁目	560	394	
砂子2丁目	791	571	
駅前本町	489	304	
本町1丁目	1,554	1,159	
本町2丁目	3,211	2,011	
堀之内町	852	646	
川崎区全体	224,223	116,913	
川崎市	1,449,651	698,552	

注1)平成26年度末現在の数値である。

注2)  : 計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置している。

資料:「川崎市町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)

表2-32 人口の推移（平成22年度～平成26年度）

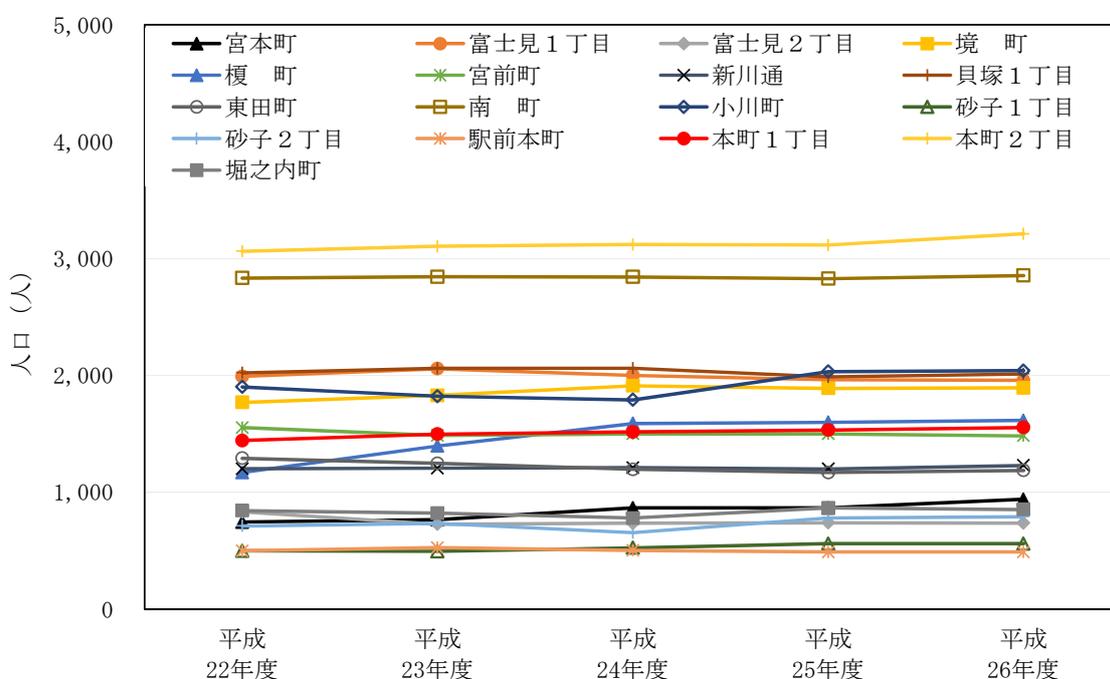
単位：人

市区町丁名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
宮本町	745	764	866	865	939
富士見1丁目	1,991	2,056	2,000	1,963	1,957
富士見2丁目	831	727	735	739	736
境町	1,768	1,829	1,911	1,889	1,893
榎町	1,169	1,396	1,588	1,598	1,615
宮前町	1,553	1,486	1,500	1,500	1,483
新川通	1,201	1,206	1,210	1,199	1,229
貝塚1丁目	2,022	2,060	2,061	1,986	2,012
東田町	1,290	1,248	1,196	1,169	1,187
南町	2,833	2,843	2,842	2,828	2,854
小川町	1,901	1,821	1,790	2,032	2,041
砂子1丁目	499	494	525	560	560
砂子2丁目	712	733	654	780	791
駅前本町	499	526	502	489	489
本町1丁目	1,442	1,498	1,516	1,532	1,554
本町2丁目	3,061	3,104	3,119	3,115	3,211
堀之内町	842	821	780	866	852
川崎市全体	220,921	220,536	220,195	222,107	224,223
川崎市	1,411,891	1,417,486	1,423,680	1,436,633	1,449,651

注1) 各年度末現在の数値である。

注2)  ：計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置している。

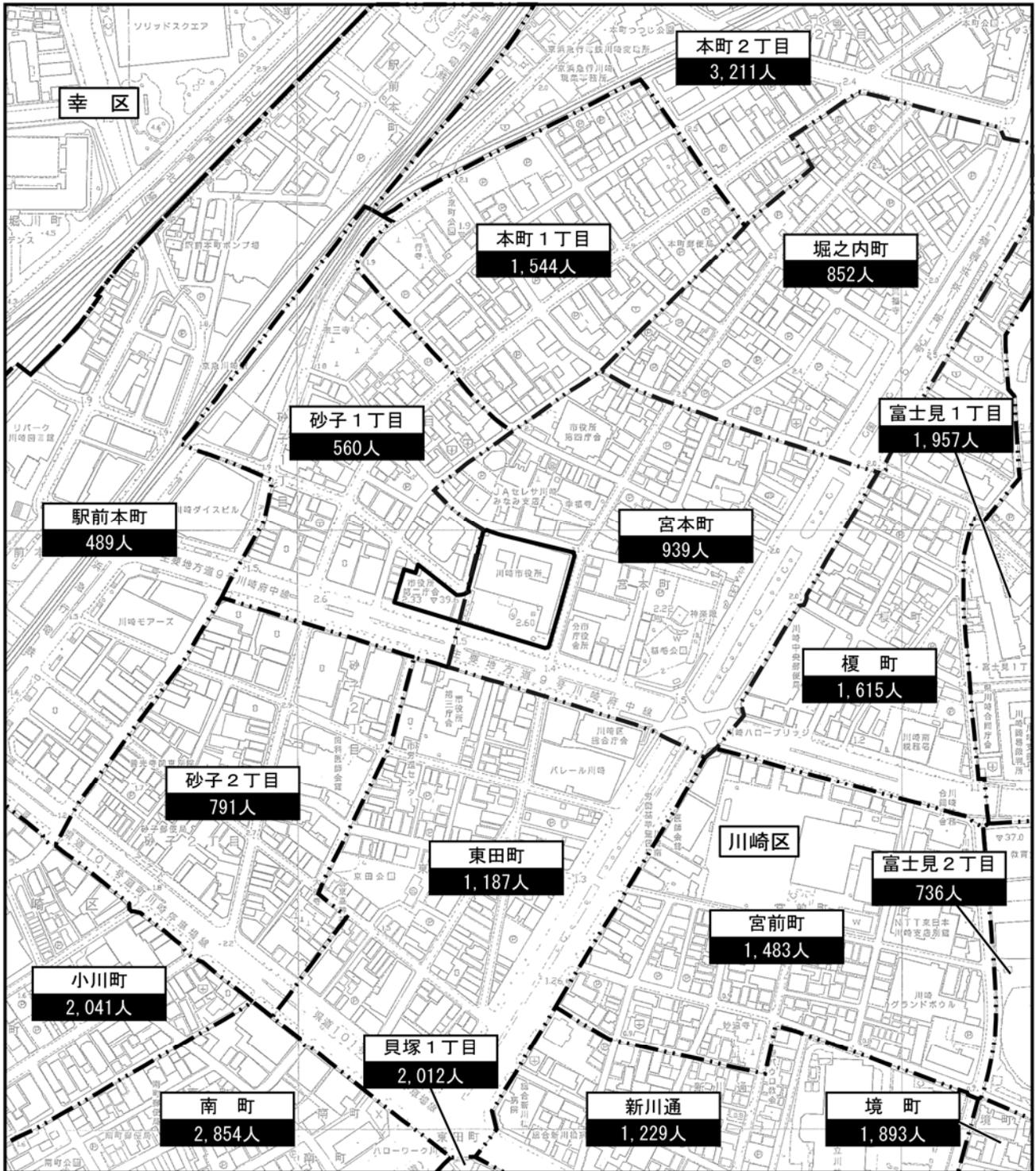
資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）



注) 各年度末現在の数値である。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）

図2-22 町丁別人口の推移（平成22年度～平成26年度）

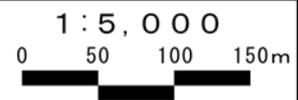


凡例

-  計画地
-  区界
-  町丁界
-  町丁名・人口

注) 人口は平成26年度末現在の数値である。  
 資料: 「川崎市町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)

図2-21 町丁図



## (2) 産 業

川崎区及び川崎市における産業分類別の事業所数及び従業者数（平成24年2月1日現在）は、表2-33に示すとおりである。

産業分類別の事業所数は川崎区及び川崎市ともに「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」の順となっている。

産業分類別の従業者数は川崎区では「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。川崎市では「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「医療、福祉」の順となっている。

表2-33 川崎区及び川崎市における産業分類別の事業所数及び従業者数  
(平成24年2月1日現在)

産 業 分 類		川 崎 区				川 崎 市			
		事業所	構成比 (%)	従業者 (人)	構成比 (%)	事業所	構成比 (%)	従業者 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農林漁業	4	0.0	146	0.1	57	0.1	749	0.1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	1,204	10.9	12,078	7.6	4,143	10.1	33,686	6.5
	製造業	918	8.3	29,430	18.5	3,386	8.3	82,234	16.0
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1	340	0.2	19	0.0	1,007	0.2
	情報通信業	150	1.4	8,031	5.0	691	1.7	32,983	6.4
	運輸業、郵便業	721	6.6	19,650	12.4	1,316	3.2	33,208	6.5
	卸売業、小売業	2,413	21.9	21,884	13.8	8,948	21.9	87,407	17.0
	金融業、保険業	159	1.4	3,070	1.9	494	1.2	8,492	1.6
	不動産業、物品賃貸業	910	8.3	4,030	2.5	4,110	10.0	15,909	3.1
	学術研究、専門・技術サービス業	397	3.6	7,262	4.6	1,634	4.0	29,577	5.7
	宿泊業、飲食サービス業	1,746	15.9	14,310	9.0	5,851	14.3	50,268	9.8
	生活関連サービス業、娯楽業	821	7.5	8,404	5.3	3,503	8.6	24,093	4.7
	教育、学習支援業	204	1.9	2,066	1.3	1,274	3.1	17,464	3.4
	医療、福祉	567	5.2	10,105	6.4	3,209	7.8	52,835	10.3
	複合サービス事業	30	0.3	321	0.2	147	0.4	2,101	0.4
サービス業 (他に分類されないもの)	747	6.8	17,977	11.3	2,134	5.2	42,768	8.3	
合 計		10,999	100.0	159,104	100.0	40,916	100.0	514,781	100.0

注) 構成比は少数第二位で四捨五入しているため、合計が100.0にならない場合がある。

資料: 「平成24年 川崎市の経済」(平成26年7月、川崎市)

## 2.2 土地利用状況

### (1) 用途地域の指定状況

計画地及びその周辺の都市計画図は、図2-23に示すとおりである。

また、計画地の用途地域等の指定状況及び「航空法」（昭和27年7月、法律第231号）に基づく制限高さは、以下に示すとおりである。

- ・都市計画区域 : 市街化区域
- ・地域地区 : 商業地域、防火地域
- ・建ぺい率 : 80%
- ・容積率 : 800%
- ・制限高さ : G.L.+約116m (T.P.+約118m)

計画地は商業地域に指定されており、計画地周辺は商業地域、約200m離れて近隣商業地域、約320m離れて第二種住居地域に指定されている。

### (2) 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用現況図は図2-24に、空中写真は写真2-2に示すとおりである。

計画地は公共用地として利用されており、計画地周辺は業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地、集合住宅用地等として利用されている。また、これらの用途に加え、社寺等も点在している。

## 2.3 公害苦情の発生状況

川崎区における公害に関する苦情の発生件数(平成22年度～平成26年度)は、表2-34に示すとおりである。

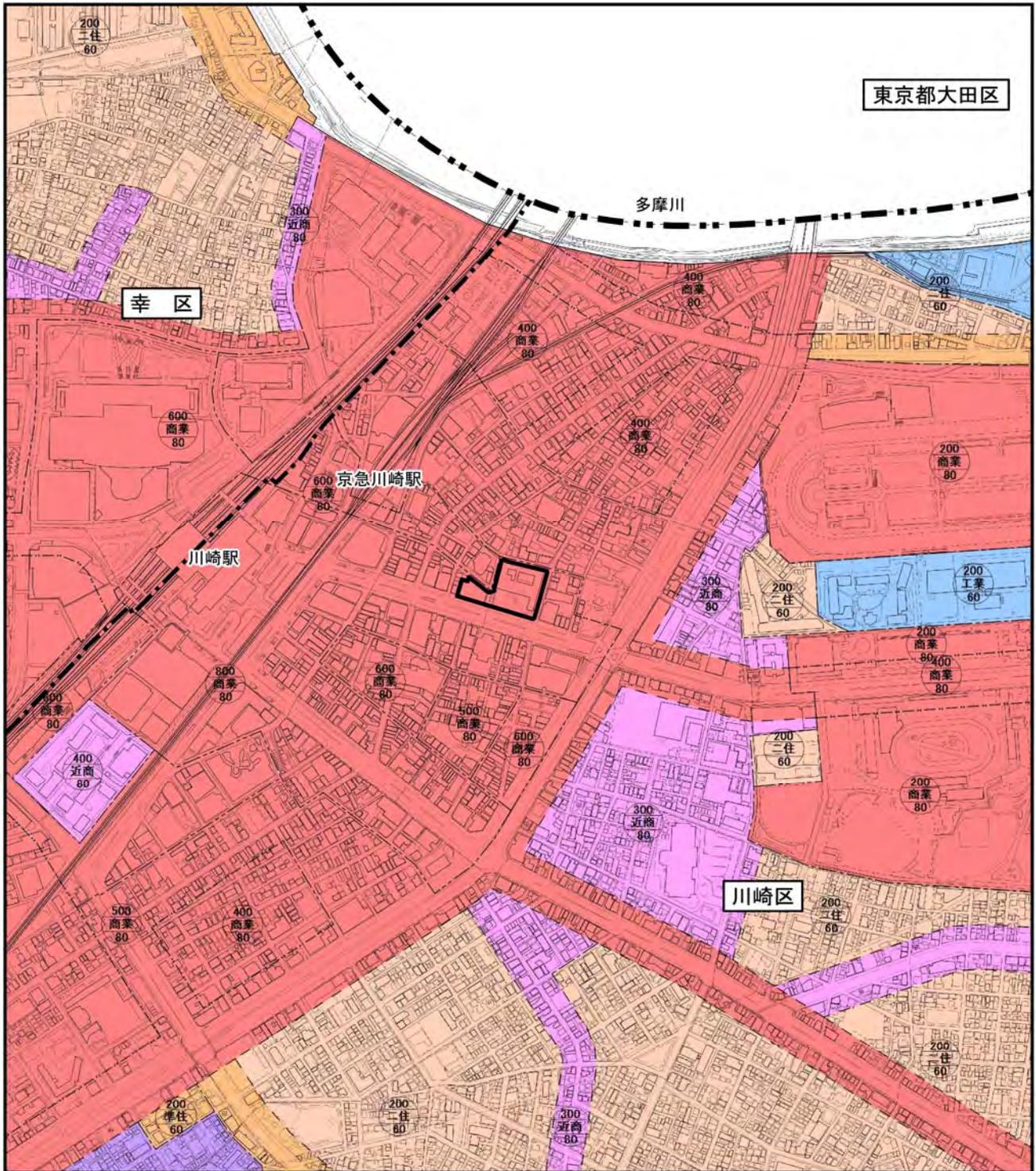
川崎区における公害に関する苦情の発生件数の合計(平成26年度)は58件であり、項目別には、悪臭に関する苦情が最も多く、次いで大気汚染(ばい煙、粉じん、ガス)、騒音の順となっている。

表2-34 川崎区における公害に関する苦情の発生件数(平成22年度～平成26年度)

年 度	大気汚染			水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他	合 計
	ばい煙	粉じん	ガ ス								
平成22年度	7 (13.7)	7 (13.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (19.6)	2 (3.9)	1 (2.0)	24 (47.1)	0 (0.0)	51 (100.0)
平成23年度	1 (2.2)	4 (8.7)	1 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (30.4)	9 (19.6)	3 (6.5)	14 (30.4)	0 (0.0)	46 (100.0)
平成24年度	2 (6.1)	9 (27.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (21.2)	4 (12.1)	1 (3.0)	10 (30.3)	0 (0.0)	33 (100.0)
平成25年度	3 (9.4)	6 (18.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (28.1)	5 (15.6)	0 (0.0)	9 (28.1)	0 (0.0)	32 (100.0)
平成26年度	3 (5.2)	11 (19.0)	1 (1.7)	1 (1.7)	0 (0.0)	8 (13.8)	2 (3.4)	0 (0.0)	32 (55.2)	0 (0.0)	58 (100.0)

注) 下段( )は、苦情の各項目の構成比を示す。なお、構成比は少数第二位で四捨五入しているため、合計が100.0にならない場合がある。

資料:「平成23年度～平成27年度 環境局事業概要－公害編－」(川崎市)

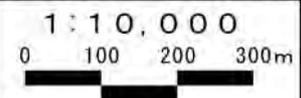


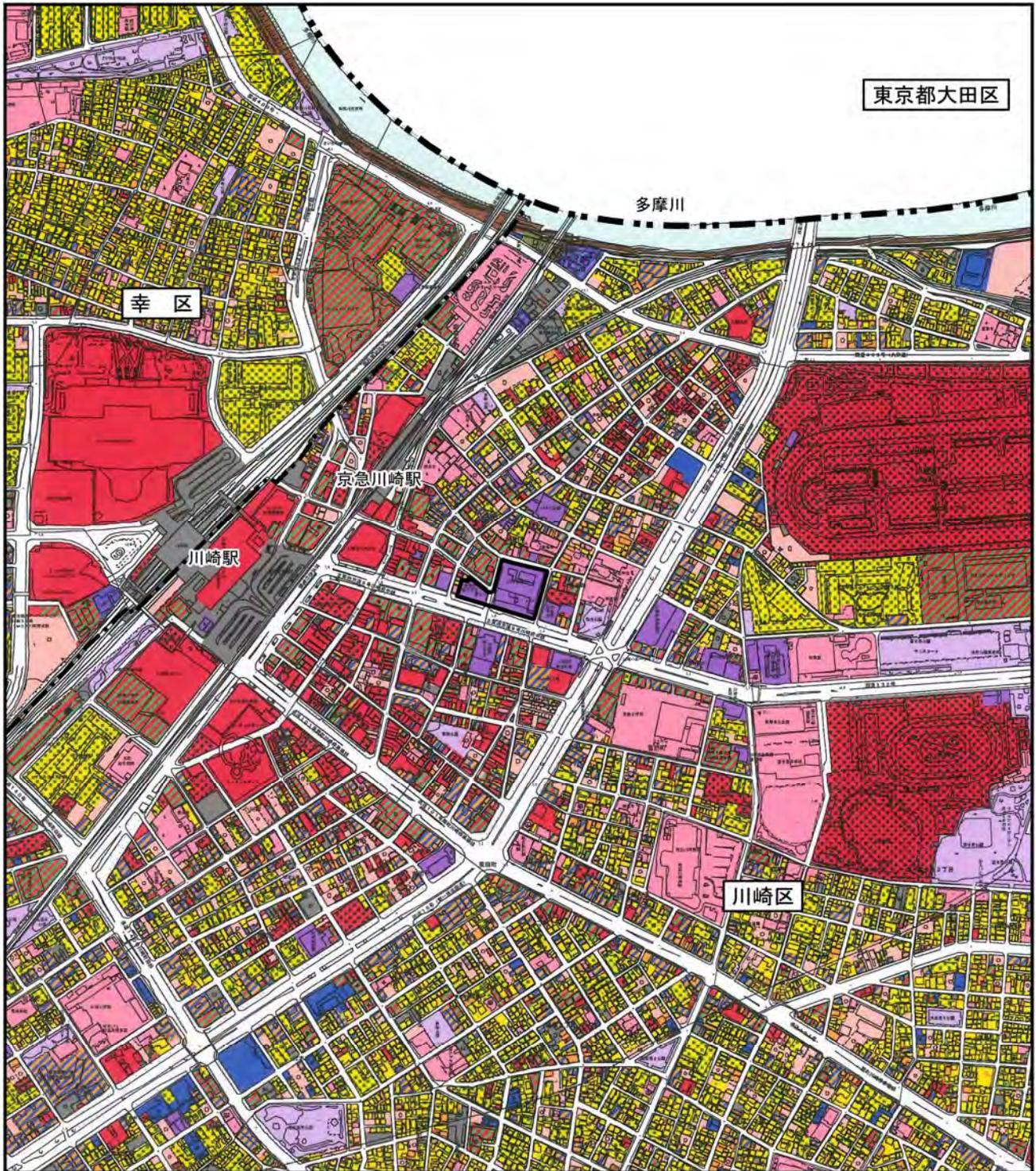
凡例

- |   |     |   |         |   |       |
|---|-----|---|---------|---|-------|
|  | 計画地 |  | 第二種住居地域 |  | 準工業地域 |
|  | 都県界 |  | 準住居地域   |  | 工業地域  |
|  | 区界  |  | 近隣商業地域  |  |       |
|   |     |  | 商業地域    |   |       |

資料：「川崎都市計画総括図」（平成27年3月、川崎市）

図2-23 都市計画図





東京都大田区

多摩川

幸区

京急川崎駅

川崎駅

川崎区

凡例

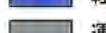
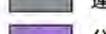
-  計画地
-  都県界
-  区界

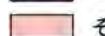
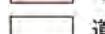
自然的土地利用

-  河川、水路、水面
-  荒地、海浜、河川敷

都市的土地利用

-  住宅用地
-  集合住宅用地
-  店舗併用住宅用地
-  作業所併用住宅用地

-  併用集合住宅用地
-  業務施設用地
-  商業用地
-  宿泊娯楽施設用地
-  軽工業用地
-  運輸施設用地
-  公共用地

-  供給処理施設用地
-  文教・厚生用地
-  公共空地
-  その他の空地
-  道路用地・鉄道用地

資料：「土地利用現況図（川崎区・幸区）平成22年度 川崎市都市計画基礎調査」（平成26年3月、川崎市）

図2-24 土地利用現況図

1 : 10,000

0 100 200 300m



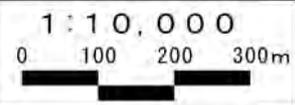


凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区 界

資料：「川崎市空中写真（垂直写真）2015年1月4日撮影」（川崎市）

写真2-2 空中写真



## 2.4 法令等の状況

本事業に関連する法令等は、表2-35(1)～(2)に示すとおりである。

表2-35(1) 本事業に関連する法令等

項目	名称	備考		
環境関連	環境全般	環境基本法	平成5年11月、法律第91号	
		第四次環境基本計画	平成24年4月、閣議決定	
		川崎市環境基本条例	平成3年12月、条例第28号	
		川崎市環境基本計画	平成23年3月改定、川崎市	
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11年12月、条例第48号	
		地域環境管理計画	平成28年1月改定、川崎市	
		川崎市環境影響評価等技術指針	平成28年1月改訂、川崎市	
	公害防止等生活環境の保全	全 般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成11年12月、条例第50号
			開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針	平成12年12月、川崎市
			環境への負荷の低減に関する指針	平成22年4月改定、川崎市
		大気汚染	大気汚染防止法	昭和43年6月、法律第97号
		水質汚濁・地下水	下水道法	昭和33年4月、法律第79号
			水質汚濁防止法	昭和45年12月、法律第138号
			川崎市下水道条例	昭和36年3月、条例第18号
			川崎市水環境保全計画	平成24年10月、川崎市
		騒 音	騒音規制法	昭和43年6月、法律第98号
		振 動	振動規制法	昭和51年6月、法律第64号
		悪 臭	悪臭防止法	昭和46年6月、法律第91号
		土壌汚染	土壌汚染対策法	平成14年5月、法律第53号
		地盤沈下	工業用水法	昭和31年6月、法律第146号
	廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月、法律第137号	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月、法律第48号	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月、法律第104号	
		循環型社会形成推進基本法	平成12年6月、法律第110号	
		建設副産物適正処理推進要綱	平成14年5月改正、国土交通省	
		建設廃棄物技術指針（平成22年度版）	平成23年3月、環境省	
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成11年3月、条例第3号	
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例		平成4年12月、条例第51号		
川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例		平成7年3月、条例第11号		
景 観	建設廃棄物の適正管理の手引き	平成24年4月、川崎市		
	景観法	平成16年6月、法律第110号		
	川崎市都市景観条例	平成6年12月、条例第38号		
	川崎市景観計画	平成19年12月、川崎市		
	景観計画届出マニュアル	平成20年7月、川崎市		
緑の回復・育成	公共空間景観形成ガイドライン	平成26年4月、川崎市		
	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成11年12月、条例第49号		
	川崎市緑の基本計画	平成20年3月改定、川崎市		
	第3期 川崎市緑の実施計画	平成26年5月、川崎市		
川崎市緑化指針	平成27年10月改正、川崎市			

表2-35(2) 本事業に関連する法令等

項目		名称	備考
環境 関連	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月、法律第117号
		川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	平成21年12月、条例第52号
		川崎市地球温暖化対策推進基本計画	平成22年10月、川崎市
対象事業関連		建築基準法	昭和25年5月、法律第201号
		航空法	昭和27年7月、法律第231号
		都市計画法	昭和43年6月、法律第100号
		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18年6月、法律第91号
		公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	平成22年5月、法律第36号
		石綿障害予防規則	平成17年2月、厚生労働省令第21号
		公共施設の木造・木質化等に関する指針	平成23年12月改正、神奈川県
		川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成7年12月、条例第48号
		川崎市福祉のまちづくり条例	平成9年7月、条例第36号
		川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	平成15年7月、条例第27号
		川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例	平成15年7月、条例第29号
		川崎市都市計画マスタープラン (全体構想、川崎区構想)	平成19年3月、川崎市
		川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針	平成26年10月、川崎市

### 3 地域環境の制約要因

計画地及びその周辺の地域環境の制約要因は表2-36(1)～(8)に示すとおり、「1 計画地及びその周辺地域の環境の現状」及び「2 計画地及びその周辺地域の概況」で把握した環境の現状に基づき判断した。

なお、「制約要因」とは、周辺環境において既に環境汚染が進み、または環境悪化が生じており、さらに悪化させないような配慮が必要となる事項、環境悪化が生じやすく現在の環境を保全するために、特段の配慮が必要となる事項をいう。

表2-36(1) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目	地域環境の現況
大 気	<p>大気質</p> <p>計画地周辺には一般局である川崎測定局、自排局である市役所前測定局及び日進町測定局が設置されている。</p> <p>二酸化窒素濃度は川崎測定局、市役所前測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足している。また、二酸化窒素濃度の測定結果の推移は、年平均値では減少傾向、日平均値の年間98%値では横ばい傾向から減少傾向にある。</p> <p>浮遊粒子状物質濃度は川崎測定局、市役所前測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。また、浮遊粒子状物質濃度の測定結果の推移は、年平均値では横ばい傾向、日平均値の年間2%除外値では市役所前測定局は横ばい傾向にあるが、川崎測定局、日進町測定局では平成25年度に濃度が高くなっており、平成26年度には減少している。なお、平成25年度に広域的に浮遊粒子状物質の濃度が高くなった要因としては、「平成25年度大気環境及び水環境の状況等について(概要)」によると、「夏期(7月～8月)の気温が高いうえ、風が弱く、日射が強い気象条件が例年より多かったことから、浮遊粒子状物質等を発生させる光化学反応が促進されて、高濃度日が続いたためと考えられる」とされている。</p> <p>微小粒子状物質濃度は川崎測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は、川崎測定局は環境基準を満足していないが、日進町測定局は環境基準を満足している。なお、川崎測定局では平成26年度、日進町測定局では平成25年度から測定を開始している。</p> <p>二酸化硫黄濃度は川崎測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足している。また、二酸化硫黄濃度の測定結果の推移は、年平均値及び日平均値の年間2%除外値ともに横ばい傾向にある。</p> <p>一酸化炭素濃度は市役所前測定局、日進町測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足している。また、一酸化炭素濃度の測定結果の推移は、年平均値及び日平均値の年間2%除外値ともに横ばい傾向にある。</p> <p>光化学オキシダント濃度は川崎測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準を満足していない。また、光化学オキシダント濃度の測定結果の推移は、昼間の年平均値では横ばい傾向、昼間の1時間値の最高値では平成23年度に減少した後、平成25年度までは増加傾向にあったが、平成26年度に再び減少している。</p> <p>計画地周辺の一般局では、微小粒子状物質濃度及び光化学オキシダント濃度が環境基準を超過していること、また、気象条件によっては他の大気汚染物質も環境基準等を超過することが考えられることから、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>

表2-36(2) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目		地域環境の現況
悪 臭	悪 臭	<p>計画地周辺では、悪臭の調査は行われていない。また、計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。</p> <p>現時点では周辺環境において環境悪化は生じていないと考えられるが、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>
水	水 質	<p>計画地周辺の公共用水域として計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において水質調査が行われている。生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果（平成26年度）はBOD75%値が2.3mg/Lであり、環境基準（3mg/L以下）を満足している。</p> <p>また、計画地周辺では、川崎区宮本町で地下水の調査が行われている。地下水の調査結果（平成25年度）は、調査を行ったすべての物質で環境基準を満足している。</p> <p>現時点では周辺環境において環境悪化は生じていないと考えられるが、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>
	底 質	<p>計画地周辺の公共用水域として計画地の北側約600mを流れる多摩川がある。また、計画地及びその周辺では、底質の調査は行われていないが、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>
水 辺	水 辺	<p>計画地周辺の水辺として、計画地の北側約600mの多摩川河川敷があげられるが、計画地に水辺は存在しないことから、特段の制約要因はないと考えられる。</p>
水循環	水量・ 涵養	<p>「川崎市環境基本計画」では、健全な水循環を保つため、透水性舗装道路面積の拡大、河川流量の維持、生活用水使用量の削減等が目標として示されている。</p> <p>また、川崎市では水環境の保全を推進するため、「川崎市水環境保全計画」を策定しており、地形や地質等の地域特性に配慮した施策を展開することが定められている。計画地はC環境区（低地部）に該当しており、地下水位の低下による地盤沈下の未然防止が重要な課題となっていることから、地下水の適正利用、雨水の有効利用等の施策を展開し、健全な水循環を確保することが求められている。</p> <p>こうした上位計画の方針を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>

表2-36(3) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目		地域環境の現況
土	土壌汚染	<p>川崎市環境局のホームページによると平成28年1月12日時点において、計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。</p> <p>計画地は昭和13年2月に本庁舎が、昭和34年8月に本庁舎北館が、昭和36年8月に第2庁舎が建設され、現在に至っている。資料等調査によると、既存の本庁舎では過去にガソリントタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン、PCBによる土壌汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壌汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施するとしていることから、調査結果を踏まえた適切な配慮が求められる。</p>
	地盤	<p>計画地周辺の8地点（水準点）で地盤変動量の調査が行われており、平成23年度を除く年間地盤変動量は-10.2mm～+3.4mmであり、「川崎市環境基本計画」に定められている地盤沈下の監視目安（年間20mm以上の沈下）を満足している。なお、平成23年度の年間地盤変動量は-31.7mm～-30.1mmであり、地盤沈下の監視目安を超過しているが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が原因と考えられる。</p> <p>現時点では周辺環境において環境悪化は生じていないと考えられるが、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>
	地形・地質	<p>計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。また、計画地付近の地盤高さはT.P.+1.3m～+2.9mであり、計画地及びその周辺は概ね平坦な地形となっており、重要な地形・地質はないことから、特段の制約要因はないと考える。</p>
化学物質	化学物質	<p>計画地のある川崎区では、主な化学物質の調査として、大気中及び土壌中のダイオキシン類、有害大気汚染物質の調査が行われている。なお、計画地周辺では水質のダイオキシン類調査は行われていない。</p> <p>大気中のダイオキシン類の調査は、一般局である大師測定局（川崎区役所大師分室）及び堤根処理センター周辺の環境濃度を把握するために京町小学校（川崎区京町1-1-4）及びさくら小学校（川崎区桜本1-9-15）で行われており、平成26年度の調査結果は環境基準を満足している。</p> <p>土壌中のダイオキシン類の調査は、平成26年度に東田公園及び上並木公園で行われており、調査結果は環境基準を満足している。</p> <p>有害大気汚染物質の調査は、一般局である大師測定局及び自排局である池上測定局（川崎区池上町3）で行われており、平成26年度の調査結果は環境基準または指針値のある13物質については、環境基準または指針値を満足している。</p> <p>現時点では周辺環境において環境悪化は生じていないと考えられるが、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>

表2-36(4) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目		地域環境の現況
騒音・振動	騒音	<p>計画地周辺では、計画地北側（旧川崎市公害監視センター）で一般環境騒音の調査（平成21年度）が、国道15号沿道（川崎区貝塚1-3-15）で自動車騒音の調査（平成26年度）が行われている。</p> <p>一般環境騒音（<math>L_{Aeq}</math>）の調査結果（平成21年度）は昼間が58dB、夜間が53dBであり、夜間で環境基準（昼間：60dB、夜間：50dB）を満足していない。自動車騒音（<math>L_{Aeq}</math>）の調査結果（平成26年度）は昼間が69dB、夜間が67dBであり、夜間で環境基準（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足していない。</p> <p>また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）、南側約350mに位置する扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに位置する国道409号等を走行する自動車等がある。</p> <p>計画地周辺の騒音の調査結果では、一部の時間区分で環境基準を超過していることから、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>
	振動	<p>計画地周辺では、国道1号沿道（幸区戸手2-2）で道路交通振動の調査（平成26年度）が行われている。</p> <p>計画地周辺の道路交通振動（<math>L_{10}</math>）の調査結果（平成26年度）は昼間で51dB、夜間で44dBであり、昼間及び夜間で要請限度（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足している。</p> <p>また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）、南側約350mに位置する扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに位置する国道409号等を走行する自動車等がある。</p> <p>現時点では周辺環境において環境悪化は生じていないと考えられるが、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>
建造物影響	電波	<p>川崎市における「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき指導したテレビ受信障害苦情件数（平成26年度）は29件で、前年度（平成25年度：39件）と比べて10件減少している。</p> <p>計画地が位置する川崎府中線（主要地方道9号）沿道は容積率の高い商業地域に指定されており、規模の大きな超高層建築物が立地可能な地区である。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	ビル風	<p>川崎市では「川崎市環境影響評価に関する条例」の対象事業の立地特性や類似事例等を分析し、必要に応じて防風植栽等の緩和策を講じている。</p> <p>計画地が位置する川崎府中線（主要地方道9号）沿道は容積率の高い商業地域に指定されており、規模の大きな超高層建築物が立地可能な地区である。また、計画地周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地である。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、なるべく影響を少なくするよう適切な配慮が求められる。</p>
	日照	<p>「2015年度 環境基本計画年次報告書」によると、川崎市における日照問題に係る相談件数（平成26年度）は39件であり、前年度（平成25年度：40件）と比べて1件減少している。</p> <p>計画地及びその周辺は広範囲において商業地域に指定されており、日影規制の対象外である。また、計画地が位置する川崎府中線（主要地方道9号）沿道は容積率の高い商業地域に指定されており、規模の大きな超高層建築物の立地が許容される地区である。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、なるべく影響を少なくするよう適切な配慮が求められる。</p>
	光害	<p>川崎市における光害に関する苦情の報告（平成26年度）は2件であり、前年度（平成25年度：0件）と比べて2件増加している。</p> <p>現時点では周辺環境において環境悪化は生じていないと考えられるが、本計画においても適切な配慮が求められる。</p>

表2-36(5) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目		地域環境の現況
緑	樹林地	<p>「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある川崎区は業務系用地、商業用地、工業用地、住宅用地等が混在しており、樹林地が少ない地域であるが、保存樹林等の指定等により、樹林地を保全・継承していくと定められている。</p> <p>計画地周辺の樹林地としては、計画地の東側約50mに稲毛神社の保存樹林があるが、計画地に樹林地は存在しないことから、特段の制約要因はないと考えられる。</p>
	農地	<p>「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある川崎区は業務系用地、商業用地、工業用地、住宅用地等が混在しており、農地が少ない地域であるが、生産緑地の拡大等により、農地を保全・継承していくと定められている。</p> <p>計画地及びその周辺に農地は存在しないことから、特段の制約要因はないと考えられる。</p>
	緑化地	<p>計画地内には、本庁舎敷地の前庭周辺及び建物の外周、第2庁舎南側に緑化地があり、本庁舎屋上に屋上緑化がある。</p> <p>「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある川崎区は東京湾軸における緑の充実に向け、事業所の緑化、みどり拠点の整備、自然環境の保全・創出が求められている。また、計画地及びその周辺は川崎駅周辺地区緑化推進重点地区であり、公共施設及び道路の緑化等が目標として定められている。また、計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は、川崎駅と「緑の拠点」である富士見公園を結ぶ「緑の散策路」に位置付けられており、街路樹等が整備されている。</p> <p>こうした上位計画の方針を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	公園緑地	<p>「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある川崎区は都市公園等が多く存在している。計画地周辺には、計画地の東側約50mに稲毛公園、南側約200mに東田公園、北西側約250mに東町公園、東側約400mに富士見公園等がある。</p> <p>計画地は本庁舎の敷地であるため、都市公園を整備する予定はないが、オープンスペースの創出や緑化に配慮することが望ましい。</p>
	その他の緑地	<p>計画地周辺の「その他の緑地（河川の水面、河川敷等）」としては、計画地の北側約600mの多摩川河川敷があげられるが、計画地に「その他の緑地」は存在しないことから、特段の制約要因はないと考えられる。</p>
生物	植物	<p>計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていないことから、特段の制約要因はないと考えられる。</p>
	動物	<p>計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、注目される種、生息地は確認されていないことから、特段の制約要因はないと考えられる。</p>

表2-36(6) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目		地域環境の現況
都市 アメニティ	都市景観	<p>川崎市では、「川崎市都市景観条例」が制定されている。また、「景観法に基づき「川崎市景観計画」が策定されている。これまでに「川崎市都市景観条例」に基づく都市景観形成地区が8地区、「川崎市景観計画」に基づく景観計画特定地区が5地区指定されている。</p> <p>計画地のある川崎区では都市景観形成地区として、たちばな通地区及び川崎大師表参道・仲見世地区の2地区、景観計画特定地区として、川崎駅周辺地区の1地区が指定されている。なお、計画地は、都市計画形成地区及び景観計画特定地区には指定されていない。</p> <p>計画地が位置する川崎府中線（主要地方道9号）沿道は容積率の高い商業地域に指定されており、規模の大きな超高層建築物が立地可能な地区である。現況において、川崎府中線（主要地方道9号）の南側や川崎駅周辺には規模の大きな超高層建築物が存在し、都心部の都市景観を形成している。一方、現在の本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存についての制約はないが、「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産としての一定の価値があると考えられるため、外観デザインについての記憶の継承等の配慮が求められている。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	利用者に優しい公共施設	<p>計画地内の川崎市役所本庁舎及び第2庁舎は、災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を満たしていない。そのため、現在の本庁舎の解体後に災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を有する新たな庁舎を建設して、分散化している本庁機能を集約する必要がある、「川崎市本庁舎等建替基本計画」に基づき、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮しながら、新たな本庁舎の整備に取り組むこととされている。</p> <p>こうした状況を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	歴史的文化的遺産	<p>計画地周辺には指定文化財の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。なお、計画地には指定史跡・指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。</p> <p>現在の本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存についての制約はないが、「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産としての一定の価値があると考えられるため、外観デザインについての記憶の継承等の配慮が求められている。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	オープンスペース	<p>計画地周辺のオープンスペースとして、計画地の東側約50mに稲毛公園、南側約200mに東田公園、東側約400mに富士見公園、北側約600mに多摩川がある。富士見公園は、毎年11月に開催されている川崎市民まつり等の会場として利用されている。</p> <p>計画地周辺は都心部としてのにぎわいと回遊性が求められる地区であり、また、現本庁舎においても駐車場を転用して地域イベントが行われていることなどから、新本庁舎においても市民に開放されたオープンスペースが求められる。</p>

表2-36(7) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目		地域環境の現況
都市 アメニティ (つづき)	レクリエーション施設	<p>計画地周辺のレクリエーション施設として、計画地の東側約400mに富士見公園（テニスコート、野球場等）、北側約600mに多摩川河川敷（サイクリングコース）、南西側約1.3kmにヨネッティー堤根（プール）がある。</p> <p>これらのレクリエーション施設までの利用経路を阻害しないよう、適切な配慮が求められる。</p>
都市気温	都市排熱	<p>計画地周辺の一般局である川崎測定局の年平均気温（平成26年度）は、16.6℃である。</p> <p>また、計画地のある川崎区における真夏日（日最高気温が30℃以上の日）、熱帯夜（日最低気温が25℃以上の日）及び冬日（日最低気温が0℃未満の日）の日数（平成22年度～平成26年度）は、真夏日及び熱帯夜は減少傾向、冬日は概ね横ばい傾向にある。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
地球環境	温暖化	<p>「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」では、「環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」を基本理念とし、事業活動及び市民生活における温室効果ガス排出量の削減の推進、再生可能エネルギー源等の利用等の施策が計画されている。</p> <p>川崎市における温室効果ガスの排出量（平成24年度、暫定値）は24,365.3千tCO<sub>2</sub>であり、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」が定めている基準年度（29,223.2千tCO<sub>2</sub>）と比べて16.6%の減少となっている。また、川崎区における温室効果ガスの総排出量（平成24年度、暫定値）は19,037.1千tCO<sub>2</sub>であり、川崎市における総排出量の78.1%を占めている。</p> <p>こうした上位計画の方針を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	オゾン層破壊	<p>「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」によると、川崎市とフロンの局地的な汚染を受けていない地域と考えられている北海道（根室・稚内周辺）のフロンの調査結果を比べると、特定フロンの大気濃度は概ね同程度であるが、代替フロンの大気濃度はすべての物質で川崎市の方が高い傾向にある。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	酸性雨	<p>計画地及びその周辺では、川崎市環境総合研究所（川崎区殿町3-25-13）で酸性雨（pH5.6以下の雨）の調査が行われている。</p> <p>pH（水素イオン濃度）の調査結果（平成26年度）は4.8であり、調査結果の推移（平成22年度～平成26年度）は横ばい傾向にある。</p> <p>こうした地域環境を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
	森林	<p>「川崎市環境基本計画」によると、川崎市では再生品や長期使用型の資材の利用、公共工事での熱帯材の使用を極力抑制する等の環境配慮に努めるとしている。</p> <p>こうした上位計画の方針を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>

表2-36(8) 計画地及びその周辺の地域環境の制約要因

環境要素及び項目		地域環境の現況
エネルギー	エネルギー	<p>「2015年度版 環境基本計画年次報告書」によると、川崎市におけるエネルギー消費の特徴として、エネルギー消費量の約7割を臨海部の産業部門が占めている。</p> <p>川崎市では平成18年度より住宅用太陽光発電設備設置補助を行っており、住宅用太陽光発電設備の導入実績（平成26年度）は20,810kW、導入実績の推移（平成22年度～平成26年度）は増加傾向にある。</p> <p>また、川崎市では公共施設への太陽熱利用設備の導入が行われており、平成23年度に多摩老人福祉センター、平成25年度に大戸小学校及び高津スポーツセンターに導入されている。また、川崎市と東京電力株式会社の共同事業として、浮島（最大出力：7,000kW）及び扇島（最大出力：13,000kW）にメガソーラーを設置し、浮島は平成23年8月、扇島は平成23年12月より運転を開始している。</p> <p>こうした状況を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>
資源・廃棄物	資源・廃棄物	<p>一般廃棄物の処理状況（平成26年度）の焼却量は370,849 t、資源化率は30.3%、市民一人あたりの排出量は998g/日である。一般廃棄物の処理状況の推移（平成22年度～平成26年度）は、焼却量及び市民一人あたりの排出量は減少傾向、資源化率は増加傾向にある。</p> <p>川崎市では、市内の産業廃棄物の発生、処理、処分の状況を把握するため、5年毎に川崎市産業廃棄物実態調査を実施しており、近年では平成21年度及び平成26年度に調査が実施されている。産業廃棄物の処理状況（平成26年度）の排出量は250.8万 t、最終処分量は9.2万 t、再生利用率は40.6%であり、前回川崎市産業廃棄物実態調査が実施された平成21年度（排出量：286.9万 t、最終処分量：14.8万 t、再生利用率：50.5%）と比べて排出量、最終処分量及び再生利用率は減少している。</p> <p>こうした状況を踏まえた上で、適切な配慮が求められる。</p>